

平和最終処分場浸出水処理施設における
運用条件等の変更に伴う生活環境影響調査

報 告 書

令和 7 年 3 月

浜 松 市

目 次

第 1 章 施設の設置に関する計画等	1
1-1 事業の目的	1
1-2 既存施設の設置者の氏名及び住所	1
1-3 既存施設の設置場所	1
1-4 既存施設の種類	1
1-5 既存施設において処理する廃棄物の種類	1
1-6 既存施設の処理能力	4
1-7 既存施設の処理方式	4
1-8 既存施設の構造及び設備	6
1-9 公害防止対策	12
1-10 放流水質基準の見直しに関する検討	16
第 2 章 地域概況の把握	17
2-1 自然的状況	17
2-2 社会的状況	27
2-3 関係法令等	38
第 3 章 生活環境影響調査項目の選定	44
3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連	44
3-2 選定した項目及びその理由	45
3-3 選定しなかった項目及びその理由	45
第 4 章 生活環境影響調査の結果	46
4-1 水 質	46
第 5 章 総合的な評価	82
5-1 現況把握、予測、影響の分析結果の整理	82
5-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容	87
5-3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容	87
5-4 総 括	87
資 料 編	
資料 1 現場写真	資-1

第1章 施設の設置に関する計画等

1-1 事業の目的

近年、浜松市を含む全国でゲリラ豪雨や線状降水帯等により雨量が増大している。令和 5 年度に、近隣団体と締結した公害防止協定の最大浸出水処理量（380 m³/日）を超える雨量の豪雨が発生し、未処理の浸出水が公共水域に流出する事故が発生した。

本調査は、同浸出水処理施設における放流水質及び放流量（増加）において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 9 条の 3 第 1 項に基づき作成した調査書（平成 14 年 3 月 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査書）の見直しであり、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月、環境省）」に基づき実施するものである。

なお、本調査における調査対象事項は、変更内容の特性から、放流水、放流先排水路及び海域における水環境とした。

1-2 既存施設の設置者の氏名及び住所

設置者：浜松市（代表者：浜松市長 中野 祐介）

住 所：浜松市中央区平松町 77 番地

1-3 既存施設の設置場所

場 所：浜松市中央区平松町 77 番地（平和最終処分場）

事業計画地の位置を図 1-1 に、航空写真を図 1-2 に示す。

1-4 既存施設の種類

一般廃棄物の最終処分場

1-5 既存施設において処理する廃棄物の種類

一般廃棄物

（もえないごみを破碎した後の不燃物等、焼却・熔融処理にて発生した飛灰等）



【凡 例】

：事業計画地

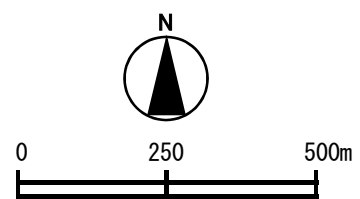
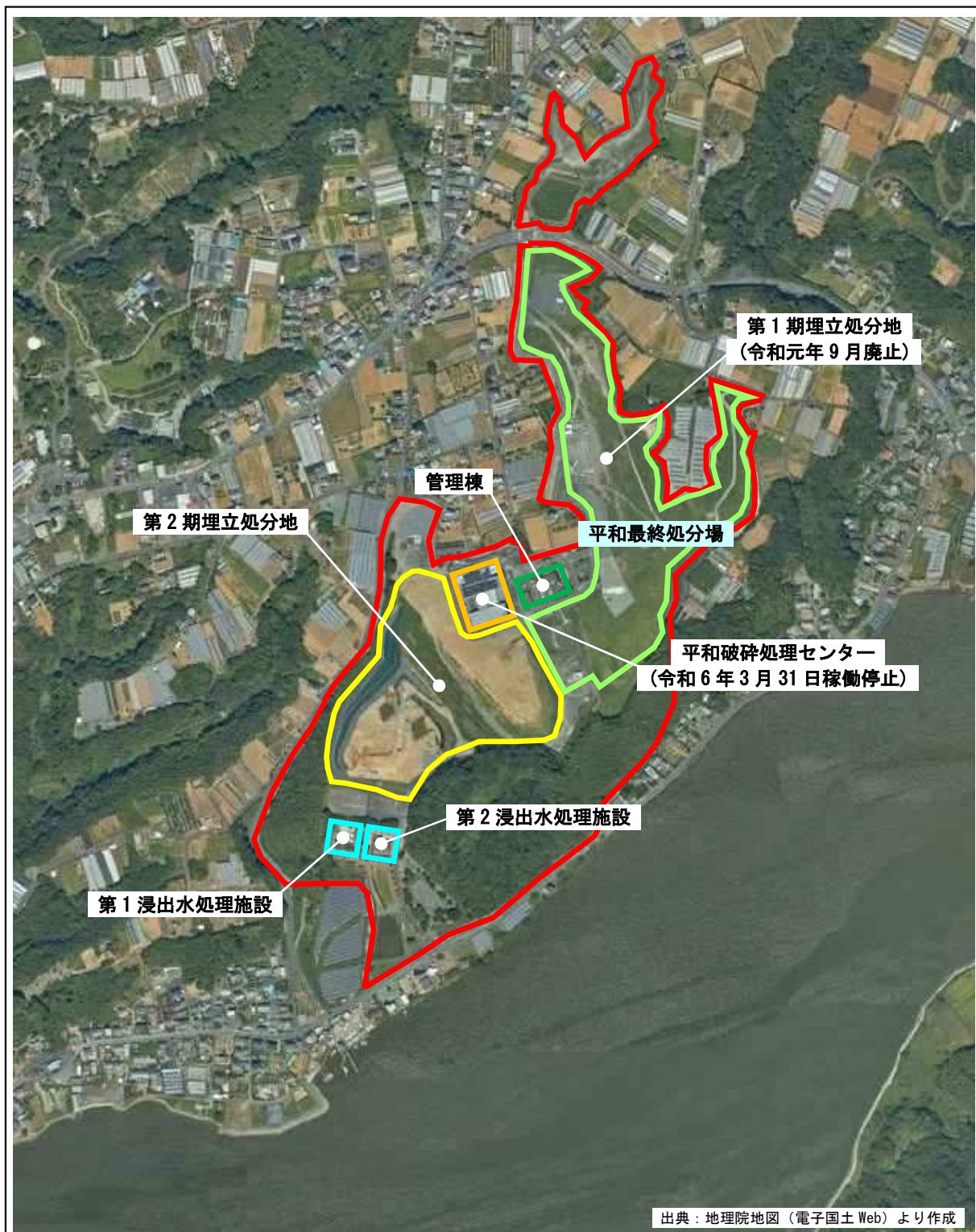


図 1-1 事業計画地の位置



【凡 例】

- : 事業計画地
- : 第1期埋立処分地
- : 第2期埋立処分地
- : 浸出水処理施設
- : 平和破碎処理センター
- : 管理棟

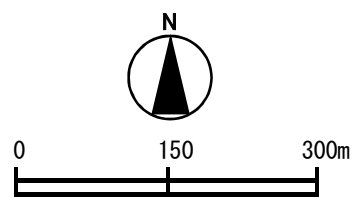


図 1-2 事業計画地の位置（航空写真）

1-6 既存施設の処理能力

現在稼働している既存施設の処理能力を表 1-1 に示す。

なお、第 1 期の埋立処分施設は令和元年 9 月に廃止、平和破砕処理センターは令和 6 年 3 月末に稼働を停止しており、現在は第 1 浸出水処理施設、第 2 浸出水処理施設及び第 2 期埋立処分地施設が稼働している。

本調査においては表 1-2 に示すとおり、現在稼働している浸出水処理施設（第 1 及び第 2）からの現行放流量 380 m³/日を見直す。見直し案は、法基準に準拠した放流水質で、計画放流量 500 m³/日（現浸出水処理施設最大放流量）または 750 m³/日（前値の 1.5 倍）とした場合を想定した。

表 1-1 既存施設の処理能力

施設名		平和最終処分場	
		第 1 期（廃止）	第 2 期（稼働）
埋立処分地施設	埋立面積	71,575 m ³	48,360 m ³
	埋立容量	810,719 m ³	567,700 m ³
	埋立期間	令和元年 9 月廃止	約 35 年
浸出水処理施設 （第 1 及び第 2）	処理能力	230 m ³ /日	150 m ³ /日
	総処理能力	380 m ³ /日	
供用開始		平成 2 年 9 月	平成 19 年 3 月

表 1-2 本調査における浸出水処理施設からの放流量の見直し

施設名	浸出水処理施設からの放流量	
	現行	見直し案
浸出水処理施設 （第 1 及び第 2）	380 m ³ /日 （現行放流水質基準 ^注 ）	500 m ³ /日（現施設最大放流量） 750 m ³ /日（上記の 1.5 倍） （法基準に準拠した放流水質基準）

注）現行放流水質基準は、近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準を示す。

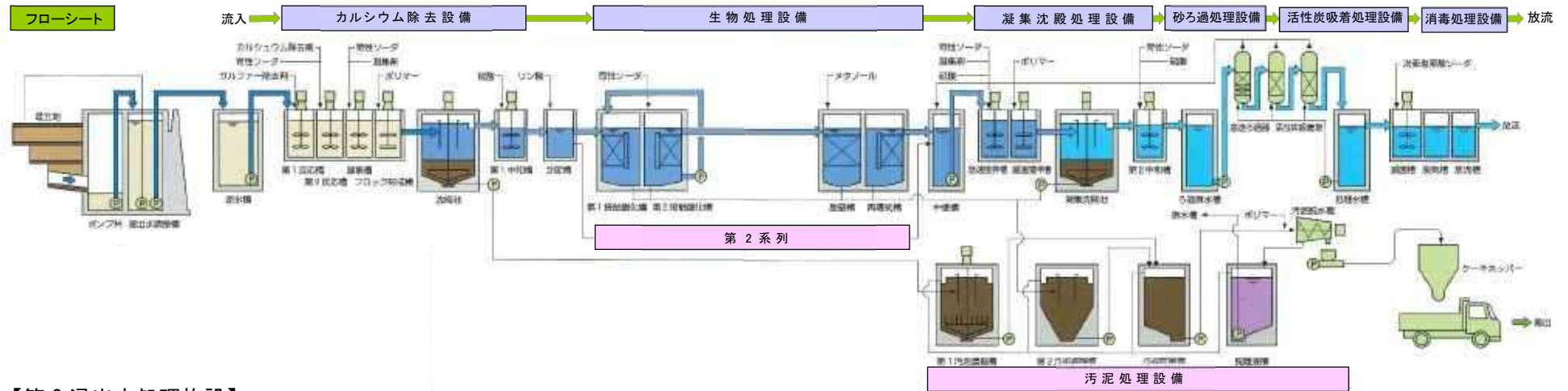
1-7 既存施設の処理方式

現在稼働している既存施設の処理方式を表 1-3 に、浸出水処理フローを図 1-3 に示す。

表 1-3 既存施設の処理方式

施設名		処理方式
埋立処分地施設	第 2 期	サンドイッチ方式（セル方式併用）
浸出水処理施設 （第 1 及び第 2）	第 1	カルシウム除去、生物処理（硝化・脱窒）、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、消毒
	第 2	カルシウム除去、生物処理（硝化・脱窒）、凝集膜分離、活性炭吸着、消毒

【第1 浸出水処理施設】



【第2 浸出水処理施設】

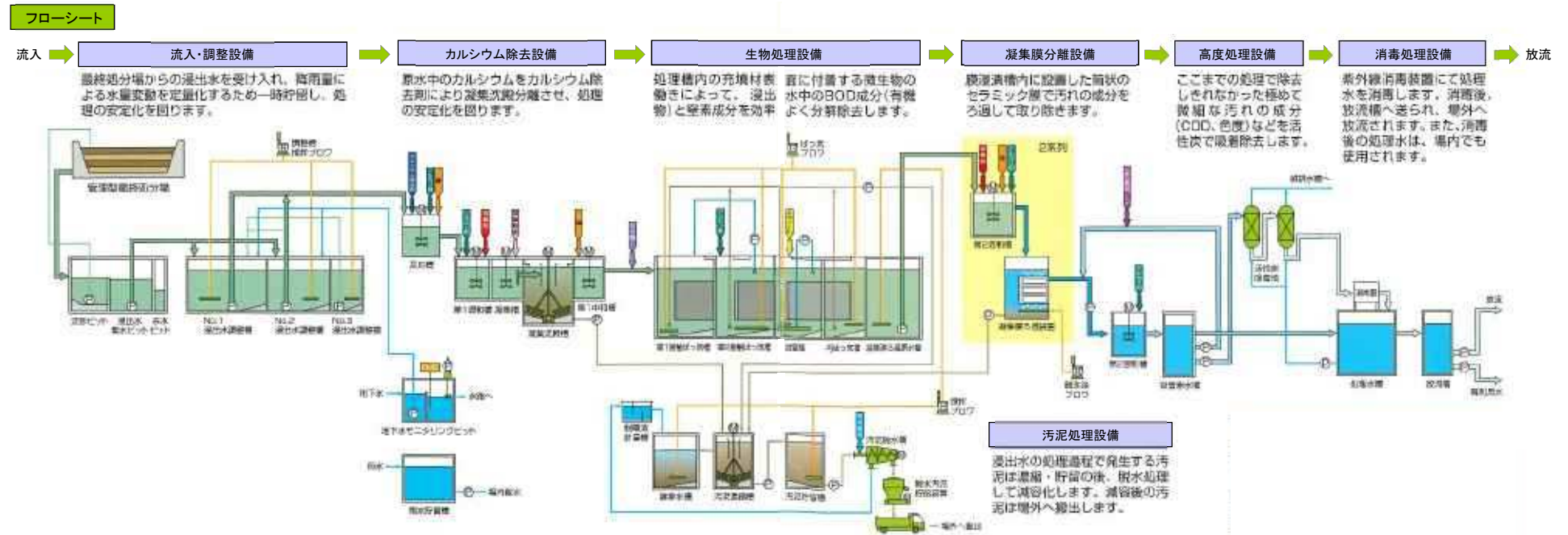


図 1-3 浸出水処理フロー

1-8 既存施設の構造及び設備

現在稼働している既存施設の構造及び設備の内容を表 1-4 及び図 1-4～図 1-7 に示す。

表 1-4(1) 既存施設の構造及び設備（第 2 期埋立処分地施設）

項 目		内 容
埋立概要	埋立対象物	一般廃棄物 (もえないごみを破碎した後の不燃物等、焼却・熔融処理にて発生した飛灰等)
	埋立面積	48,360 m ²
	埋立容量	567,700 m ³
	埋立期間	約 35 年
	埋立方式	サンドイッチ方式 (セル方式併用)
	埋立構造	準好気性埋立構造
主要施設	貯留構造物	造成工事 切土：84,000 m ³ 盛土：79,700 m ³ 締切堰堤 切土：3,500 m ³ 盛土：25,500 m ³ 区画堤 盛土：7,600 m ³
	地下水集排水施設	地下水集排水管 (φ400～φ150) 6,742 m 地下水モニタリングピット 2 箇所
	遮水工	遮水シート 上面：ポリウレタンシート 55,510 m ² 下面：メタロセン触媒ポリエチレンシート 24,040 m ² 電氣的漏水検知システム (ELL) 55,510 m ² 中間材 (自己修復材) 55,510 m ² ベントナイト混合土 (透水係数=1×10 ⁻⁶ cm/s 以下) 16,400 m ³
	雨水集排水施設	ボックスカルバート 235.10 m 管理樹 3 基 切替樹 1 基
	浸出水集排水施設	浸出水集排水管 (φ1000～φ300) 1,690 m 浸出水合流樹 1 基 浸出水集水ピット 1 基
	浸出水調整設備	浸出水調整槽 3 槽 7,581 m ³ コンクリート：3,869 m ³ 鉄筋：425 t
	埋立ガス処理施設	法面ガス抜き管 (φ200) 796 m 堅型ガス抜き管 (φ200) 11 箇所
	飛散防止設備	フェンス 612 m
	道路施設	管理道路 452 m
	管理施設	モニタリング井戸 2 基

表 1-4 (2) 既存施設の構造及び設備（浸出水処理施設）

項 目		内 容
第 1 浸出水処理施設	主要設備	カルシウム除去設備、生物処理設備、凝集沈殿処理設備、砂ろ過処理設備、活性炭吸着処理設備、消毒処理設備
	処理能力	230 m ³ /日
	処理水質の基準 (放流水質)	pH : 6.5～8.5 T-N : 10 mg/L 以下 BOD : 5 mg/L 以下 色度 : 35 度以下 COD : 10 mg/L 以下 大腸菌群数 : 3,000 個/cm ³ 以下 SS : 5 mg/L 以下
第 2 浸出水処理施設	主要設備	流入・調整設備、カルシウム除去設備、生物処理設備、凝集膜分離設備、高度処理設備、消毒処理設備、汚染処理設備
	処理能力	150 m ³ /日
	処理水質の基準 (放流水質)	pH : 6.5～8.5 T-N : 10 mg/L 以下 BOD : 5 mg/L 以下 色度 : 35 度以下 COD : 10 mg/L 以下 SS : 5 mg/L 以下

注) pH：水素イオン濃度、BOD：生物化学的酸素要求量、COD：化学的酸素要求量、T-N：全窒素、SS：浮遊物質



資料：浜松市平和最終処分場パンフレット(平成18年4月 浜松市平和清掃事業所)より作成

図1-4 既存施設の配置図

【第2期埋立処分地施設】



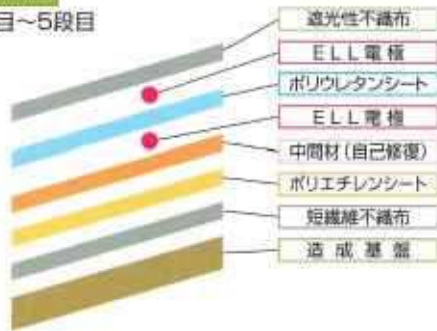
資料：浜松市平和最終処分場パンフレット
(平成18年4月 浜松市平和清掃事業所)より作成

図1-5(1) 第2期埋立処分地施設の主要な設備

【第2期埋立処分地施設】

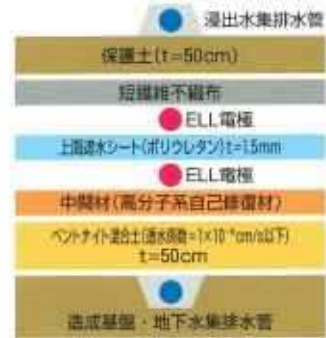
法面遮水構造

法面2段目～5段目



底部遮水構造

底盤部と法面1段目



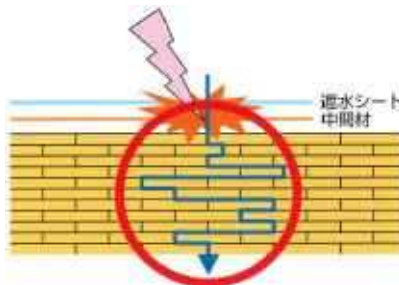
■遮水工の特徴

- ・上面、下面遮水シートのそれぞれの特性を生かし別々の遮水シートを採用。
- ・天然鉱物を用いたベントナイト混合土の遮水層を採用。
遮水シートの厚さ 1.5mm に対して 50cm と厚いことにより二重遮水シートの同時破損より、リスクを軽減。
- ・中間材に万が一破損があっても、中間材の自己修復機能により修復する。

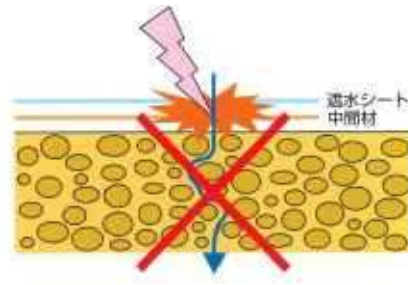
ベントナイト混合土を用いた遮水構造

■ベントナイト混合土の特徴

- ・ベントナイト混合土遮水層は、天然鉱物のベントナイトと土を混合して、締固めて作った自然に優しい天然バリアーである。遮水シートや他の遮水層が破損してもベントナイト混合土が膨潤して浸出水の漏水を防ぐ。



・締固めたベントナイト混合土は、ベントナイトの結晶が板状であるため隙間が少なくなり浸出水が通りにくくなる。厚さ 50cm のベントナイト遮水層を浸出水が通過するのに約 15 年以上要する。



・通常の土では、石などの間隙を浸出水がすり抜けてしまう。

電気的漏水検知システム

■電気的漏水検知システムの特徴

- ・電気的漏水検知システムにより上面遮水シートのモニタリングを行う。
遮水シートに破損が発生した場合、監視モニターに赤色で表示される。



資料：浜松市平和最終処分場パンフレット(平成 18 年 4 月 浜松市平和清掃事業所)より作成

図 1-5(2) 第2期埋立処分地施設の主要な設備

【第1 浸出水処理施設】



資料：浜松市平和最終処分場パンフレット(平成 18 年 4 月 浜松市平和清掃事業所)より作成

図 1-6 第1 浸出水処理施設の主要な設備

【第2 浸出水処理施設】

第2 浸出水処理施設



浸出水調整槽



カルシウム除去・生物処理設備



汚泥脱水機



フロア設備



凝集膜ろ過装置



薬品注入設備



活性炭吸着塔



中央制御室



資料：浜松市平和最終処分場パンフレット(平成 18 年 4 月 浜松市平和清掃事業所)より作成

図 1-7 第2 浸出水処理施設の主要な設備

1-9 公害防止対策

(1) 環境保全対策

ア 埋立に関する対策

既存施設において実施している環境保全対策を表 1-5 に示す。

表 1-5 環境保全対策

区 分	影響要因	環境保全対策	実施状況 ○：実施中 ―：実施予定
埋立中	浸出水による地下水流域の汚染	浸出水処理施設、貯留構造物、遮水工、モニタリング	○
	発生ガスによる悪臭、火災	覆土、消火設備、ガス抜き設備	○
	鼠族・昆虫、カラスによる被害	殺虫剤、殺鼠剤の散布、即日覆土の励行	○
	風による灰、ごみの飛散	飛散防止用ネットフェンス、即日覆土の励行、灰の加湿	○
	土砂、ごみの流出、埋立地内への雨水地下水流入	貯留構造物、覆土、土砂留、雨水排水工、遮水工	○
	景観	即日覆土等	○
埋立終了後	施設の維持管理	モニタリングシステム、維持管理体制の確立	―
	景観	跡地利用計画	―

資料) 平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

イ 水質に関する対策

既存施設の適正な管理を実施するため、以下に示すモニタリングシステムにて、浸出水、放流水及び地下水における水質の監視を行っている。

モニタリングシステムの概要を表 1-6 に、モニタリング項目と頻度を表 1-7 に示す。

また、浸出水処理施設における現行放流水質基準を表 1-8 に示す。

表 1-6 モニタリングシステムの概要

区 分	調査箇所	調査頻度	調査項目
日浸出水量	浸出水調整設備 浸出水取水設備	毎日	日浸出水量、埋立地内水位、浸出水取水設備容量等
浸出水処理施設	浸出水処理施設	毎日	流入水量、処理水量、水温、pH 等
水質	浸出水処理施設流入部(原水)	1 ヶ月ごと	pH、BOD、COD、SS、全窒素
		1 ヶ年ごと	排水基準の全項目、ダイオキシン類
	浸出水処理施設流出部(処理後の放流水)	1 ヶ月ごと	pH、BOD、COD、SS、全窒素
		1 ヶ年ごと	排水基準の全項目、ダイオキシン類
	地下水	常時	pH、電気伝導度
		1 ヶ月ごと	塩化物イオン、電気伝導度
		1 ヶ年ごと	共同命令に係る地下水当検査項目、ダイオキシン類
	周辺水	1 ヶ年ごと	環境基準の全項目

資料) 平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

表 1-7(1) 浸出水等モニタリング項目と頻度

項 目	浸出水原水		浸出水処理水（放流水）		周辺水
	1 月に 1 回	1 年に 1 回	1 月に 1 回	1 年に 1 回	1 年に 1 回
pH	○	○	○	○	○
BOD	○	○	○	○	○
COD	○	○	○	○	○
SS	○	○	○	○	○
n-ヘキサン抽出物質	-	○	-	○	○
フェノール類	-	○	-	○	-
銅	-	○	-	○	-
亜鉛	-	○	-	○	-
溶解性鉄	-	○	-	○	-
溶解性マンガン	-	○	-	○	-
クロム	-	○	-	○	-
ふっ素	-	○	-	○	○
大腸菌群数	-	○	-	○	○
全窒素	○	○	○	○	○
全リン	○	○	○	○	○
カドミウム	-	○	-	○	○
全シアン	-	○	-	○	○
有機リン化合物	-	○	-	○	○
鉛	-	○	-	○	○
六価クロム	-	○	-	○	○
砒素	-	○	-	○	○
総水銀	-	○	-	○	○
アルキル水銀	-	○	-	○	○
PCB	-	○	-	○	○
トリクロロエチレン	-	○	-	○	○
テトラクロロエチレン	-	○	-	○	○
ジクロロメタン	-	○	-	○	○
四塩化炭素	-	○	-	○	○
1, 2-ジクロロエタン	-	○	-	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	-	○	-	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	○	-	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	○	-	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	○	-	○	○
1, 3-ジクロロプロパン	-	○	-	○	○
チラウム	-	○	-	○	○
シマジン	-	○	-	○	○
チオベンカルブ	-	○	-	○	○
ベンゼン	-	○	-	○	○
セレン	-	○	-	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	-	-	○
ほう素	-	○	-	○	○
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	-	○	-
ダイオキシン類	-	○	-	○	○

注) ○：モニタリングを実施する項目、-：モニタリングを実施しない項目を示す。

資料) 平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

表 1-7 (2) 地下水のモニタリング項目と頻度

項 目	常時	1 月に 1 回	1 年に 1 回
pH	○	○	○
電気伝導度	○	○	○
塩化物イオン	-	○	○
カドミウム	-	-	○
全シアン	-	-	○
鉛	-	-	○
六価クロム	-	-	○
砒素	-	-	○
総水銀	-	-	○
アルキル水銀	-	-	○
P C B	-	-	○
ジクロロメタン	-	-	○
四塩化炭素	-	-	○
1, 2-ジクロロエタン	-	-	○
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	○
トリクロロエチレン	-	-	○
テトラクロロエチレン	-	-	○
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	○
チラウム	-	-	○
シマジン	-	-	○
チオベンカルブ	-	-	○
ベンゼン	-	-	○
セレン	-	-	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	○
ふっ素	-	-	○
ほう素	-	-	○
ダイオキシン類	-	-	○

注) ○ : モニタリングを実施する項目、- : モニタリングを実施しない項目を示す。

資料) 平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

表 1-8 浸出水処理施設における現行放流水質基準

項 目	単位	現行放流 水質基準	項目	単位	現行放流 水質基準
pH	－	6.5～8.5	全窒素	mg/L	10
BOD	mg/L	5	全リン	mg/L	16
COD	mg/L	10	色度	mg/L	35
SS	mg/L	5	トリクロエチレン	mg/L	0.3
大腸菌群数	個/cm ³	3,000	テトラクロエチレン	mg/L	0.1
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	5	ジクロロメタン	mg/L	0.2
フェノール類	mg/L	5	四塩化炭素	mg/L	0.02
銅	mg/L	3	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
亜鉛	mg/L	5	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2
溶解性鉄	mg/L	1	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
溶解性マンガン	mg/L	2	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
クロム	mg/L	2	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
ふっ素	mg/L	8	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.020
カドミウム	mg/L	0.1	チラウム	mg/L	0.06
全シアン	mg/L	1	シマジン	mg/L	0.03
有機リン化合物	mg/L	1	チオベンカルブ	mg/L	0.2
鉛	mg/L	0.1	ベンゼン	mg/L	0.1
六価クロム	mg/L	0.5	セレン	mg/L	0.1
砒素	mg/L	0.1	ほう素	mg/L	10
総水銀	mg/L	0.005	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	10
アルキル水銀	mg/L	0.0005			
PCB	mg/L	0.003	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10

資料) 平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

1-10 放流水質基準の見直しに関する検討

近年の気候変動の影響による雨量の増大に対し、安定した浸出水処理を行うための一環として、本調査における浸出水処理施設からの放流水質の見直し（表 1-9(1)）に加え、法令基準よりも厳しく設定した現行の放流水質基準の見直し（表 1-9(2)）の可能性を調査する。

表 1-9(1) 放流水量の見直し案

項 目	現行	見直し案
放流量（最大時）	380 m ³ /日 (現行放流水質基準 ^{注)})	500 m ³ /日（現施設最大放流量） 750 m ³ /日（上記の 1.5 倍） (法基準に準拠した放流水質基準)

注）現行放流水質基準は、近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準を示す。

表 1-9(2) 放流水質基準の見直し案

項 目	単位	現行				見直し案
		現在の放流水質 (令和 6 年 1 月)	基準 遵守	現行放流 水質基準 ^{注)}	廃掃法 省令基準	計画放流水 質基準案
pH (水素イオン濃度)	—	7.3	○	6.5～8.5	5.8～8.6	本調査結果 を踏まえて 設定
BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/L	1.1	○	5	60	
COD (化学的酸素要求量)	mg/L	6.9	○	10	90	
SS (浮遊物質)	mg/L	3.0	○	5	60	
全窒素	mg/L	2.0	○	10	120	
色度	度	3.0	○	35	—	

注）現行放流水質基準は、近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準を示す。

第2章 地域概況の把握

2-1 自然的状況

(1) 気 象

事業予定地周辺の気象状況を把握するため、最寄りの気象観測所（事業地の東側約 6.5 km）である浜松特別地域気象観測所の令和 6 年及び平年値における気象観測結果を整理した。

浜松特別地域気象観測所の位置及び風況（令和 6 年）を図 2-1 に示す。

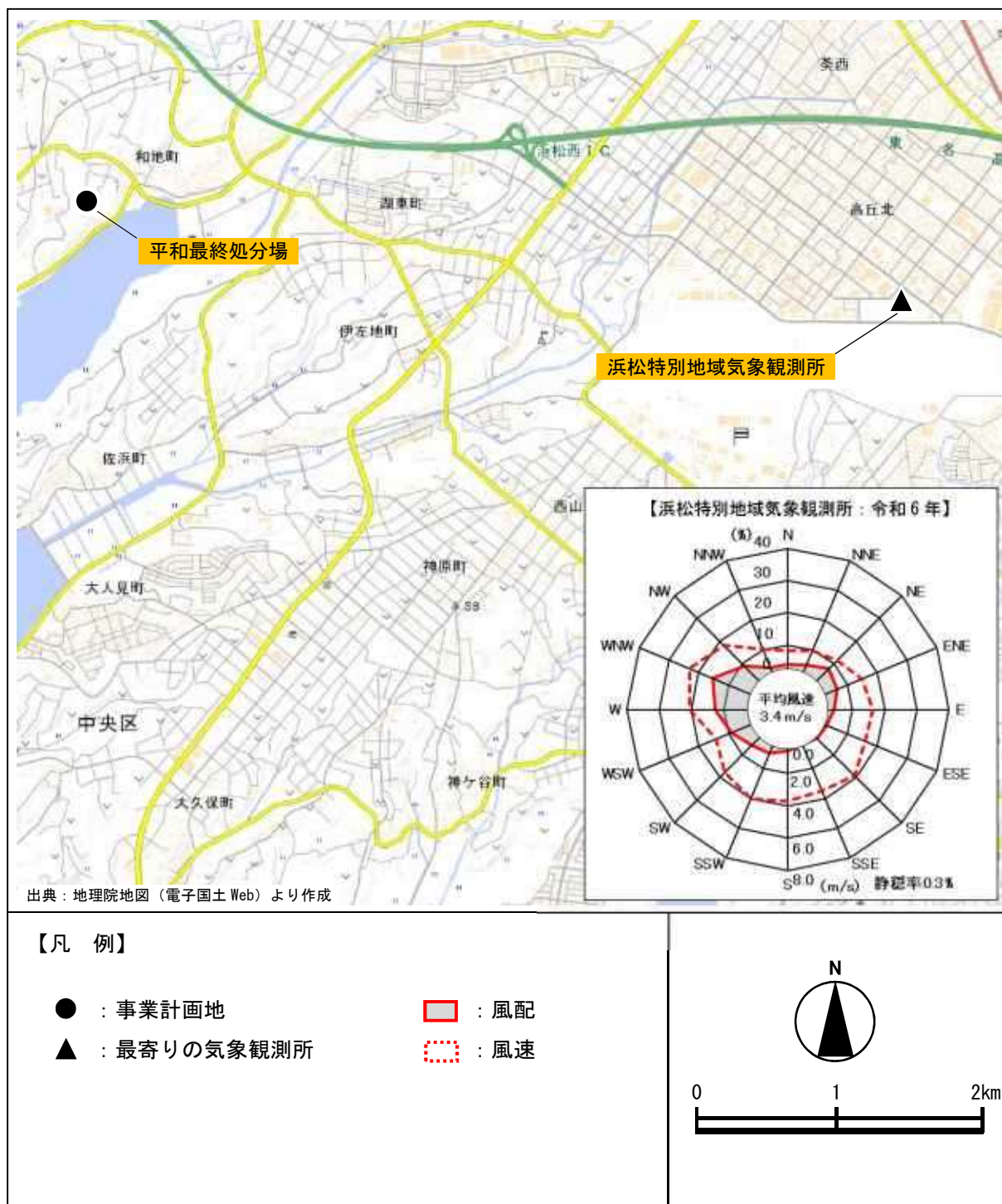


図 2-1 最寄りの気象観測所の位置及び風況（令和 6 年）

令和 6 年における浜松特別地域気象観測所の気象概況を表 2-1 に、月別の平均気温・降水量を図 2-2 に示す。

事業予定地周辺の令和 6 年における風況は、年間平均風速 3.4 m/s で西北西の風が卓越している。また、年間平均気温は 18.4 ℃、年間降水量は 2996 mm である。

表 2-1 浜松特別地域気象観測所の気象概況（令和 6 年）

月	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	風向(-)
	平均			合計	平均	最多風向
	日平均	日最高	日最低			
1 月	7.8	12	3.4	33.5	4	西北西
2 月	9.7	14.1	5.7	167	3.5	西北西
3 月	10	14.7	5.6	227	4.3	西北西
4 月	17.6	22.2	13.4	237.5	3.3	東北東
5 月	19.9	24.3	15.6	357.5	3.3	西
6 月	23.3	27.5	19.8	390.5	2.9	北東
7 月	29.2	34	25.7	84	3.4	西南西
8 月	29.1	33.3	26.2	871.5	3	北東
9 月	27.4	31.6	24.4	107	2.9	南西
10 月	22.1	26.2	18.9	395	2.6	北東
11 月	15.8	19.9	12.1	125	3.2	西北西
12 月	8.3	12.6	4.3	0.5	4.1	西北西
年間	18.4	33.3	3.4	2996	3.4	西北西

出典)「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

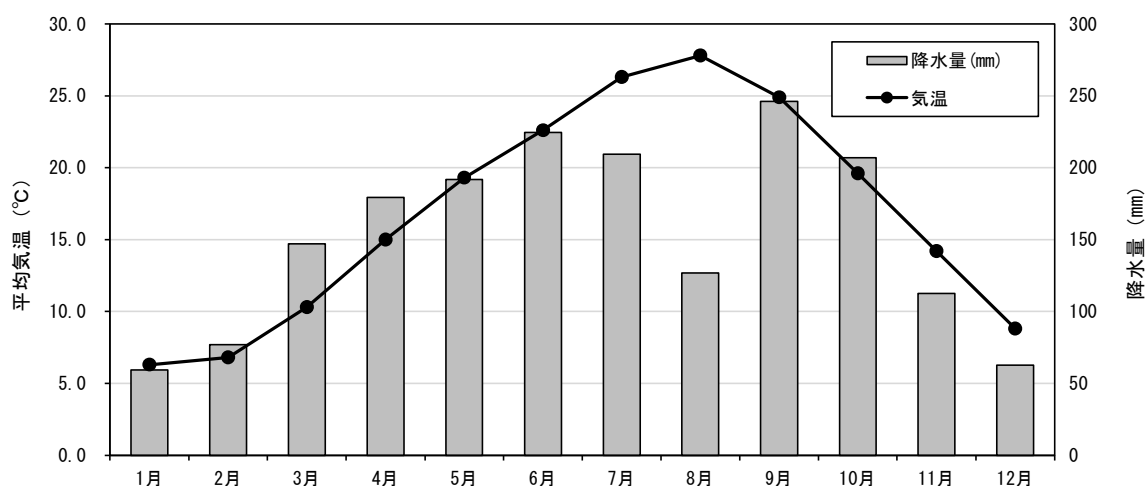


図 2-2 浜松地域気象観測所における月別の平均気温・降水量（令和 6 年）

平年値における浜松特別地域気象観測所の気象概況を表 2-2 に、月別の平均気温・降水量を図 2-3 に示す。

事業地周辺の平年値（過去 30 年間）における風況は、年間平均風速 3.6 m/s で西北西の風が卓越している。また、年間平均気温は 16.8 ℃、年間降水量は 1843.2 mm である。

表 2-2 浜松特別地域気象観測所の気象概況（平年値）

月	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	風向(-)
	平均			合計	平均	最多風向
	日平均	日最高	日最低			
1 月	6.3	10.6	2.4	59.2	4.3	西北西
2 月	6.8	11.5	2.7	76.8	4.5	西北西
3 月	10.3	15	5.7	147.1	3.9	西北西
4 月	15	19.6	10.7	179.2	3.9	西北西
5 月	19.3	23.7	15.3	191.9	3.4	西北西
6 月	22.6	26.6	19.4	224.5	3.3	西南西
7 月	26.3	30.3	23.4	209.3	3.3	西南西
8 月	27.8	31.8	24.7	126.8	3.2	西南西
9 月	24.9	28.8	21.5	246.1	3	北東
10 月	19.6	23.6	16.2	207.1	3.1	北東
11 月	14.2	18.6	10.4	112.6	3.3	西北西
12 月	8.8	13.2	4.8	62.7	4.1	西北西
年間	16.8	21.1	13.1	1843.2	3.6	西北西

注) 平年値は、その時々々の気象や天候を評価する基準として、連続する 30 年間について算出した累年平均値を示す。

本表は、1991～2020 年の資料から算出された 30 年平年値である。

出典)「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

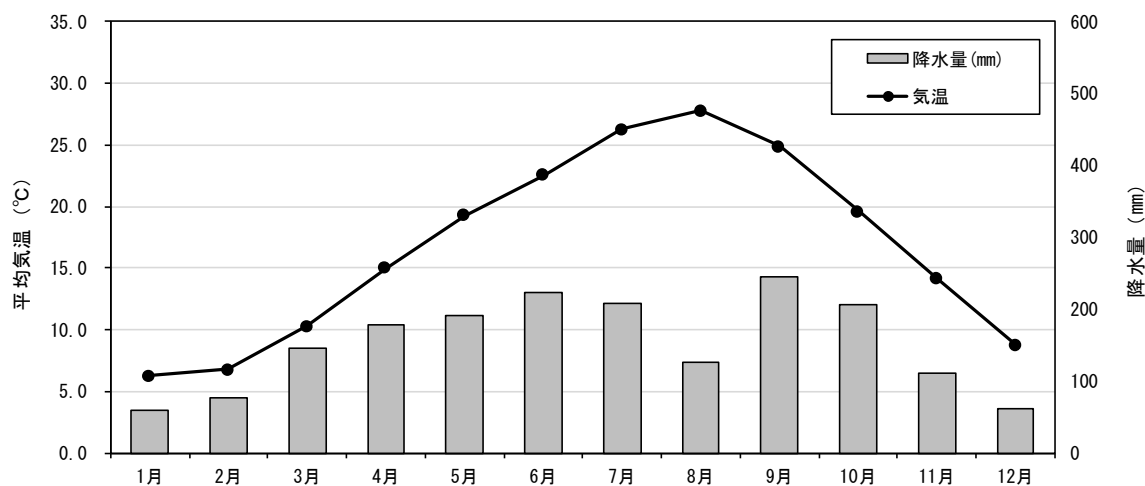


図 2-3 浜松特別地域気象観測所における月別の平均気温・降水量（平年値）

(2) 地 象

ア 地 形

事業計画地及びその周辺の地形分類は、図 2-4 に示すとおりである。

事業計画地は砂礫台地と扇状地性低地に位置している。また、計画地周囲には砂礫台地と扇状地性低地が広く分布しており、北側には根本山、南側には浜名湖が位置している。

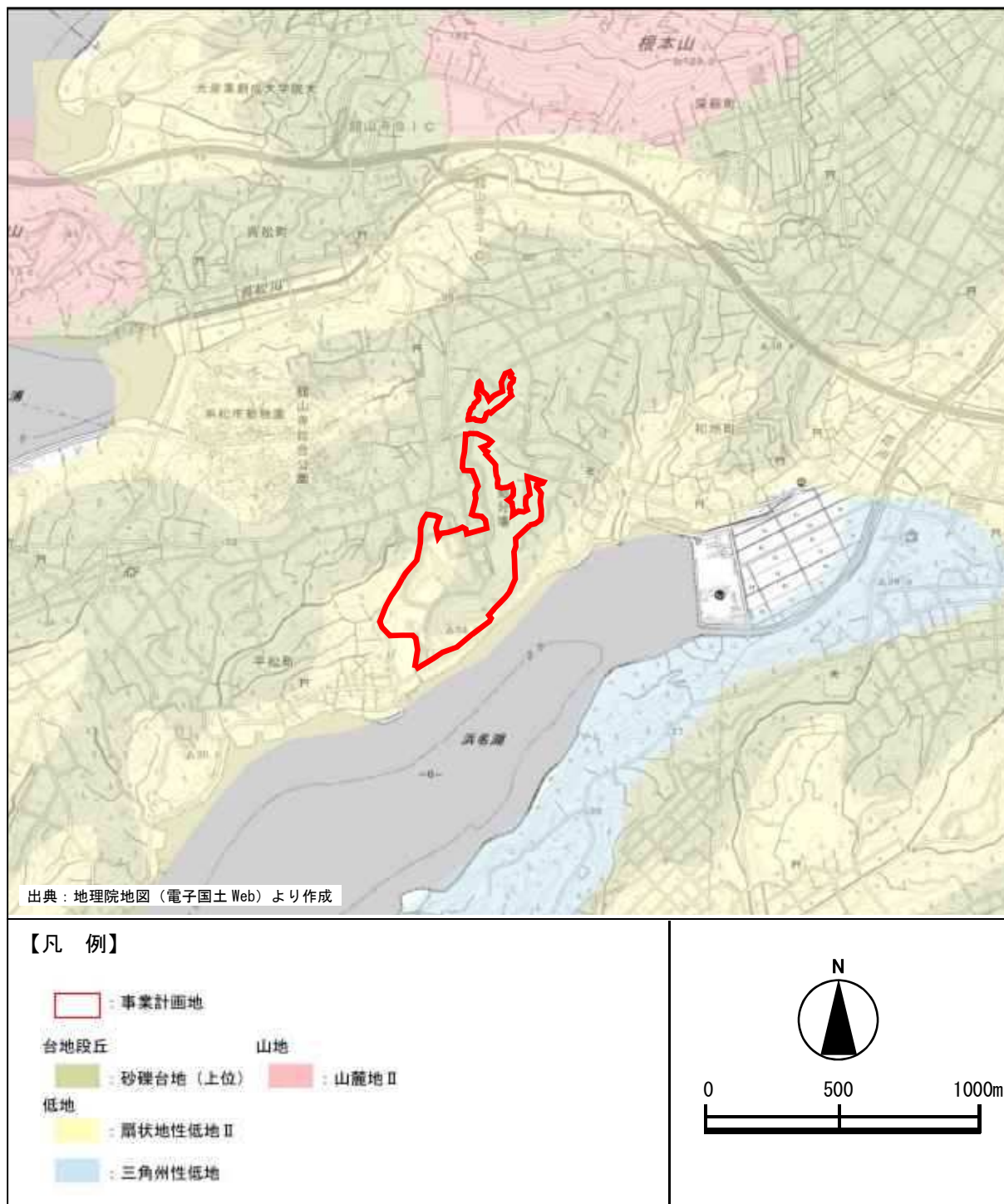


図 2-4 事業計画地周辺の地形分類図

イ 地 質

事業計画地及びその周辺の表層地質は、図 2-5 に示すとおりである。

事業計画地は、北側に未固結の礫層、南側に未固結の泥層が分布している。また、計画地周囲も同様に未固結の礫層と泥層が広く分布している。

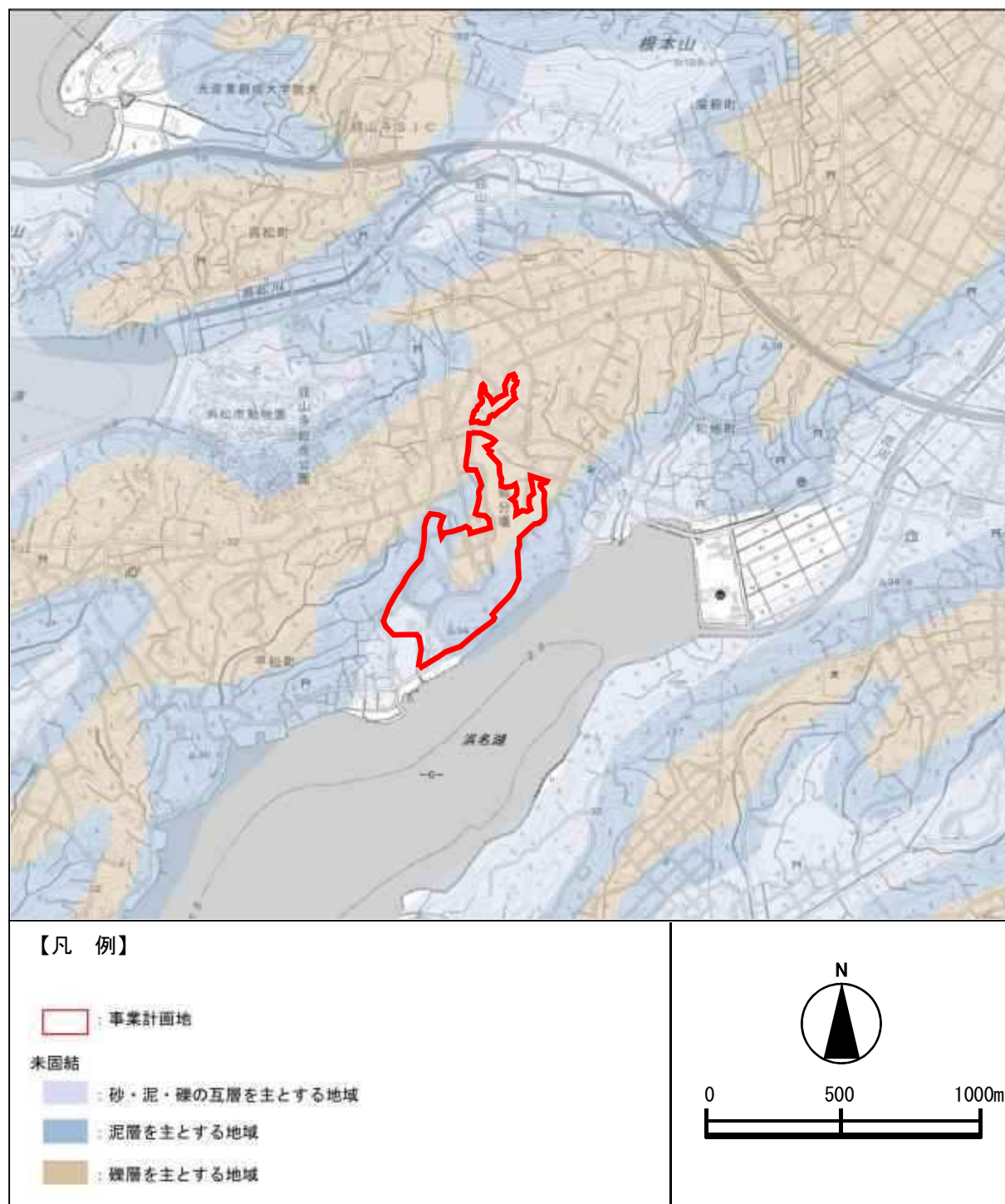


図 2-5 事業計画地周辺の表層地質図

ウ 土 壤

事業計画地及びその周辺の土壌は、図 2-6 に示すとおりである。

事業計画地は、北側に黄色土壌、南側に細粒グライ土壌が分布している。また、計画地周囲では、北側に黄色土壌と細粒グライ土壌、南側に粗粒グライ土壌が広く分布している。

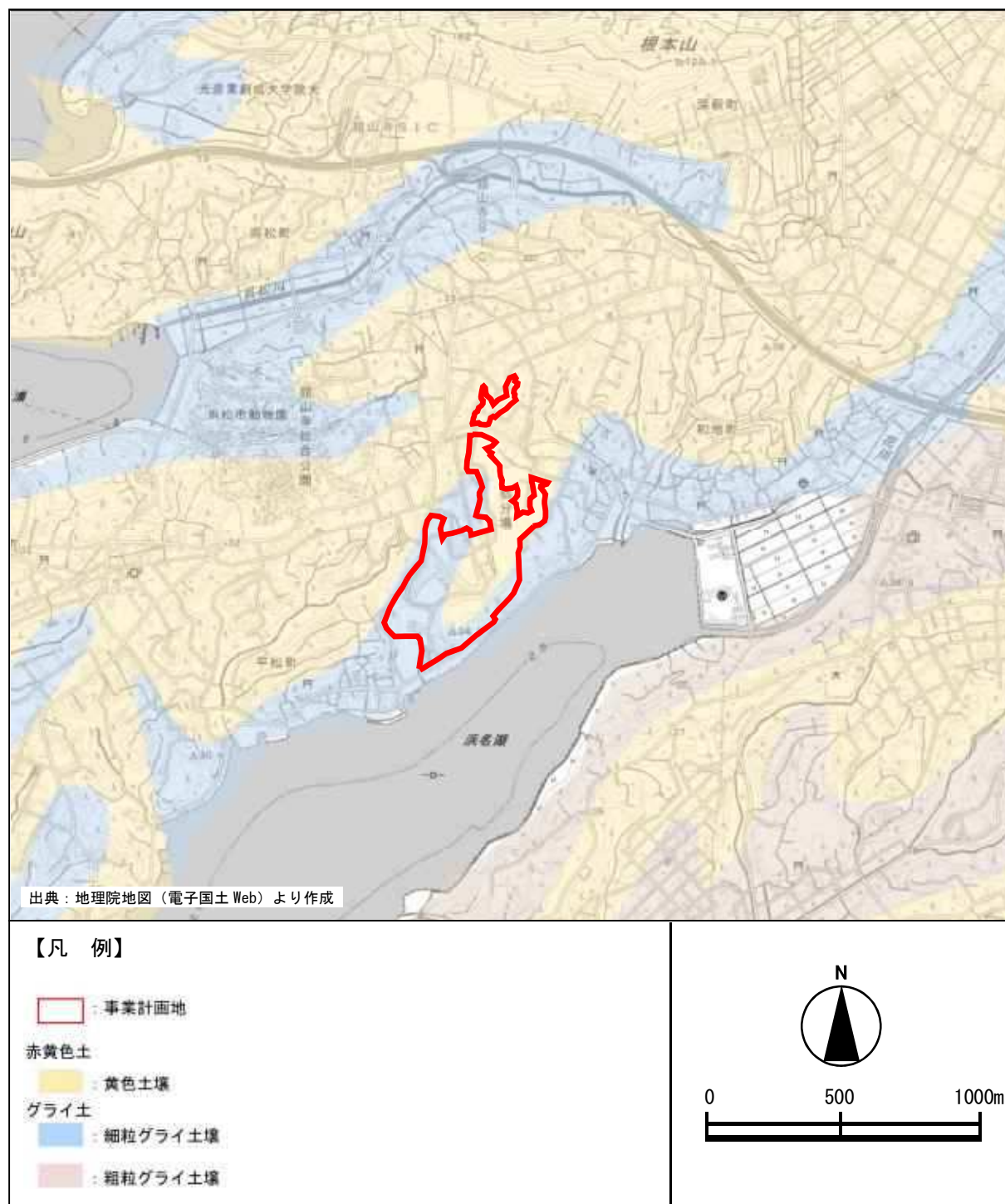


図 2-6 事業計画地周辺の土壌図

ア 湖 沼

浜名湖は、本湖と猪鼻湖・細江湖・庄内湖などの支湖からなり、南部の今切口を境に遠州灘（太平洋）から海水が流れ込む、淡水と海水が混ざり合った汽水湖となっている。

なお、浜名湖は地理上では「湖」、河川法上では「川」（都田川水系）、漁業法では「海」として扱われている。



浜名湖における湖沼の水質汚濁状況（令和５年度）を表 2-3 に、水質調査地点の位置を図 2-7 に示す。

湖沼や海域などの水の汚れの度合を示す指標の COD（化学的酸素要求量）について、浜名湖全体の COD（75％値）は 1.4～2.7mg/L の範囲にあり、地点②新所（A 類型）を除くすべての地点で環境基準を下回っていた。

平和最終処分場（既存施設）の排水路が接続した庄内湖における地点⑦白洲の水質汚濁状況を表 2-4 に示す。

地点⑦白洲における生活環境項目の水質結果については、pH、全窒素及び全リンは環境基準を超過したが、その他の項目は基準値を下回っていた。

表 2-3 浜名湖における水質汚濁状況（令和５年度）

単位：mg/L

図面 No.	水質調査地点	COD（化学的酸素要求量）				類 型	環 境 基 準	適 合 状 況	R4 年度
		日間平均値							75%値
		75%値	平均	最小	最大				
①	浜名湖 湖心	2.0	1.9	1.4	2.9	A	2.0 以下	○	1.7
②	浜名湖 新所	2.1	1.9	1.4	2.7	A	2.0 以下	×	1.5
③	浜名湖 新居	1.5	1.4	0.8	2.3	A	2.0 以下	○	0.7
④	浜名湖 鷺津	2.5	2.1	1.5	2.8	B	3.0 以下	○	2.4
⑤	浜名湖 松見ヶ浦	2.0	1.9	1.4	2.8	B	3.0 以下	○	2.2
⑥	浜名湖 猪鼻湖	2.7	2.2	1.6	3.1	B	3.0 以下	○	2.9
⑦	浜名湖 白洲	2.3	2.1	1.3	3.7	B	3.0 以下	○	2.6
⑧	浜名湖 塩田	1.4	1.4	0.8	2.1	B	3.0 以下	○	1.3

出典）令和５年度静岡県公共用水水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）

表 2-4 庄内湖における水質汚濁状況（令和５年度）

単位：mg/L

図面 No.	水質調査地点	項目	平均	最小	最大	類型	環境基準	適合 状況
⑦	浜名湖 白洲	pH	—	8.0	8.8	B	7.8～8.3	×
		DO	8.2	5.3	10.0		5.0mg/L 以上	○
		COD	2.1	1.2	3.7		3.0mg/L 以下	○
		大腸菌数	260	10	820		—	—
		全亜鉛	0.011	0.011	0.011	生物特 A	0.01mg/L 以下	○
		ノニフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006		0.0007mg/L 以下	○
		LAS	<0.0006	<0.0006	<0.0006		0.006mg/L 以下	○
		底層溶存酸素量	7.7	6.0	9.6	生物 2	3.0mg/L 以上	○
		全窒素	0.90	0.49	1.9	Ⅲ	0.6mg/L 以下	×
		全リン	0.069	0.023	0.15		0.05mg/L 以下	×

注）表中における環境基準の適合状況は平均値と比較した場合の判定結果を示す。

出典）令和５年度静岡県公共用水水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）

イ 河 川

事業計画地周辺の主要な河川及び排水路を図 2-8 に示す。

事業計画地に近接する庄内湖には、主要な河川として 2 級河川の花川（河川延長 5,200m）及び伊佐地川（河川延長 3,250m）が接続し流入している。また、平和最終処分場（既存施設）の浸出水処理施設で適正に処理された処理水（現行放流量 380 m³/日）は、排水路を通して庄内湖に流れている。



図 2-8 事業計画地周辺の河川及び水質調査地点の位置

事業計画地周辺における河川の水質汚濁状況（令和 5 年度）を表 2-5 に、水質調査地点の位置を図 2-8 に示す。

河川の水の汚れの度合を示す指標の BOD（生物学的酸素要求量）について、地点①花川橋（花川）の BOD は 0.6～1.6mg/L の範囲にあり、平均値は 1.2mg/L であった。また、地点②中之谷橋（伊左地川）の BOD は、0.6～1.5mg/L、75%値では 1.2mg/L であり、環境基準を下回っていた。

表 2-5 事業計画地周辺における河川の水質汚濁状況（令和 5 年度）

単位：mg/L

図面 No.	水質調査地点	BOD（生物学的酸素要求量）				類 型	環 境 基 準	適 合 状 況	R4 年度
		75%値	平均	最小	最大				75%値
①	花川 花川橋	—	1.2	0.6	1.6	—	—	—	—
②	伊左地川 中之谷橋	1.2	1.1	0.6	1.5	B	3.0 以下	○	1.0

注）表中の最小及び最大は各測定値の最小及び最大を示す。

地点①花川橋については河川環境基準類型指定がないため基準値なし。

出典）令和 5 年度静岡県公共用水水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）

2-2 社会的状況

(1) 人口・世帯数

浜松市の人口及び世帯数の推移を表 2-6 及び図 2-9 に示す。
令和 5 年 10 月 1 日現在の浜松市の人口は 789,822 人、世帯数は 354,797 世帯である。
令和元年以降の推移は、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向を示している。

表 2-6 人口及び世帯数の推移（浜松市）

(各年 10 月 1 日現在)

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人口（人）	802,856	800,760	796,829	793,615	789,822
世帯数（世帯）	340,896	344,732	347,652	351,337	354,797

資料）浜松市 HP の「統計情報人口・世帯」より作成

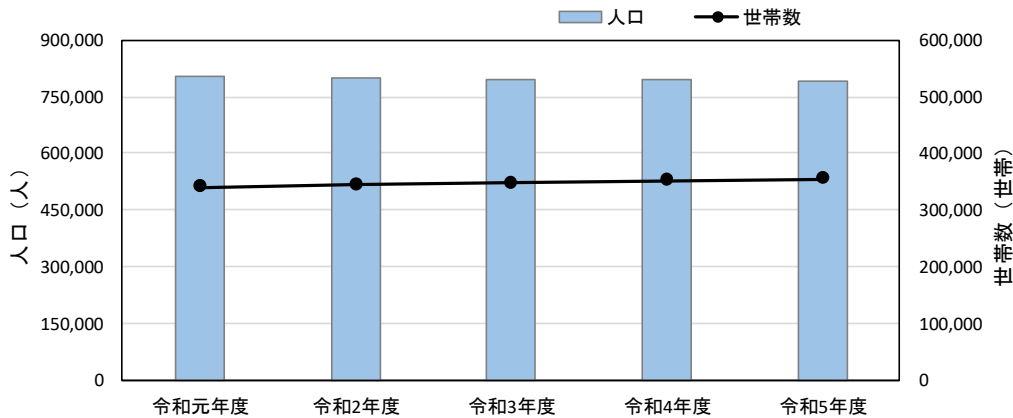


図 2-9 人口及び世帯数の推移（浜松市）

(2) 土地利用

浜松市の地目別面積の構成割合を表 2-7 及び図 2-10 に示す。
令和 4 年 1 月 1 日現在の地目別面積の構成割合は、山林が総面積の 51.3%を占めて最も多く、次いで宅地の 17.9%、畑の 17.8%となっている。

表 2-7 地目別面積の構成割合（浜松市）

(各年 1 月 1 日現在)

区 分	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	牧場	鉱泉地 (㎡)	計
面積(k㎡)	105.1	33.0	104.5	301.3	7.9	3.8	31.6	0.0	36.0	623.2
構成(%)	16.9	5.3	16.8	48.3	1.3	0.6	5.1	0.0	5.8	100.0

注）構成割合は四捨五入をしているため、合計が 100 にならない場合がある。
出典）「令和 4 年版 浜松市統計書」（浜松市）

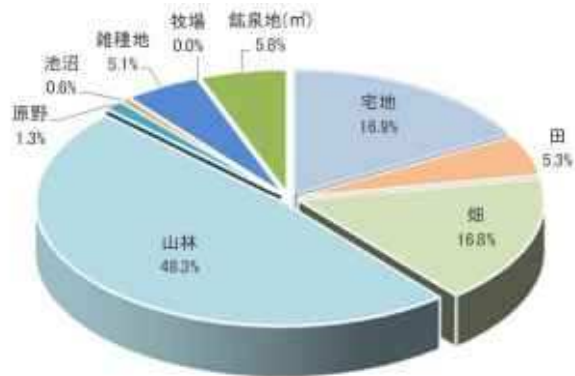


図 2-10 地目別面積の構成割合（浜松市）

(3) 都市計画区域の指定地域

事業計画地周辺における用途地域の指定状況を図 2-11 に示す。

事業計画地及びその周辺は都市計画区域内の市街化調整区域に指定されている。



図 2-11 事業計画地周辺における用途地域の指定状況

(4) 水産業

浜名湖は幅 200mの今切口で遠州灘に接続している汽水湖で、平均水深は 5mと比較的浅く、複雑な湖岸を持ち、湖内に流入する河川からの栄養分が豊富なことから、多種多様な生物が生息している。

浜名湖における水産業としては、浜名漁業協同組合が設立されており、新居支所、鷲津支所、入出支所、気賀支所、村櫛支所、白洲支所、雄踏支所において漁業が行われている。

事業計画地が近接する浜名湖内では、主に湖面漁業が行われており、袋網漁や流し網漁などにより、魚類、エビ類、カニ類を漁獲しているほか、カキとノリの養殖も行われている。

令和 3 年における浜名湖の漁獲量は全体で 191, 171 kg となっている。

浜名湖における湖面漁業の概要を表 2-8 に、魚種別漁獲量を表 2-9 に示す。

表 2-8 浜名湖における湖面漁業の概要

魚 種	漁獲方法	水揚げ時期（月）											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
アサリ	採貝漁												
湖アユ	袋網												
タコ	袋網・つばかご												
ワタリガニ類	袋網・刺し網												
サヨリ	袋網												
スズキ・セイゴ	袋網・刺し網												
クルマエビ	袋網・タキヤ												
クロダイ	袋網・刺し網												
ウナギ	袋網・つばかご												
クマエビ	袋網												
ハゼ	袋網												
カキ	養殖												
海苔	養殖												

出典)「浜松市の水産業」(浜松市)

表 2-9 浜名湖における魚種別漁獲量（令和 3 年）

種類	漁獲量 (kg)	種類	漁獲量 (kg)
コノシロ	5, 246	コチ	1, 261
マイワシ	640	アイゴ	1, 233
ウナギ	5, 372	ヒラメ・カレイ類	3, 882
シラスウナギ	343	カワハギ	208
アナゴ	257	雑魚	5, 348
サヨリ	33	クルマエビ	2, 316
ボラ	819	クマエビ	3, 920
カマス	737	カニ	2, 698
サバ	583	ノコギリガザミ	6, 976
マアジ	5, 109	雑エビ	9, 020
カンパチ	493	雑カニ	11, 019
スズキ	10, 330	イカ類	1, 256
キス	72	タコ	463
クロダイ	5, 946	小 計	91, 019
キビレ	1, 198	アサリ	100, 152
ハゼ(マハゼ)	4, 241	合 計	191, 171

出典)「水産・海洋技術研究所 浜名湖内漁獲情報」(静岡県)

(5) 廃棄物

ア ごみ処理施設

浜松市内において、地方自治体が運営するごみ処理施設としては、焼却・溶融施設が 2 施設、破碎・保管施設が 3 施設、埋立処分場が 4 施設が挙げられる。

浜松市内におけるごみ処理施設の位置を図 2-12 に示す。



図 2-12 浜松市内におけるごみ処理施設の位置

7) 焼却・溶融施設

焼却・溶融施設は、もえるごみや連絡ごみを破碎した後の可燃物を焼却・溶融処理するための施設であり、浜松市内で現在稼働している地方自治体の焼却・溶融施設は、天竜エコテラスと西部清掃工場である。

なお、昭和 56 年から稼働していた南部清掃工場は老朽化のため令和 6 年 3 月 31 日に閉鎖し、新しく建設された天竜エコテラスが令和 6 年 4 月 1 日から供用を開始している。

浜松市内で稼働している地方自治体の焼却・溶融施設を表 2-10 に、位置を図 2-12 に示す。

表 2-10(1) 天竜エコテラス

施設名称	天竜エコテラス（浜松市天竜清掃工場）		
所在地	浜松市天竜区青谷 1461		
敷地面積	434,952.26 m ²		
建築構造規模	鉄骨・鉄骨・鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート造	地上 7 階建	
	工場棟	建築面積	10,819.53 m ²
		延床面積	25,071.63 m ²
	付属棟	建築面積	2,670.15 m ²
		延床面積	3,225.68 m ²
	合計	建築面積	13,489.68 m ²
		延床面積	28,297.31 m ²
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉		
処理能力	199.5t/日×2 炉=399t/日		
竣工年月日	令和 6 年 3 月 31 日		

出典) 浜松市 HP の「施設案内」より作成

表 2-10(2) 西部清掃工場

施設名称	西部清掃工場		
所在地	浜松市中央区篠原町 26098 番地の 1		
敷地面積	66,960.25 m ²		
建築構造規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	地上 5 階建	
	工場棟	建築面積	8,807.21 m ²
		延床面積	13,293.53 m ²
	付属建物	建築面積	1,493.15 m ²
		延床面積	2,078.81 m ²
	合計	建築面積	10,300.36 m ²
		延床面積	15,373.33 m ²
処理方式	キルン式ガス化溶融炉		
処理能力	164.9t/日×3 炉=494.7t/日		
竣工年月日	平成 21 年 1 月 31 日		

出典) 浜松市 HP の「施設案内」より作成

イ) 破碎・保管施設

破碎・保管施設は、もえないごみや資源物を破碎・選別・減容し、一部を再資源化するための施設であり、浜松市内で現在稼働している地方自治体の破碎・保管施設は、天竜エコテラスと平和最終処分場（資源物ストックヤード）である。

なお、平和最終処分場内で平成 5 年から稼働していた平和破碎処理センターは、老朽化のため令和 6 年 3 月 31 日に稼働を停止し、新しく建設された天竜エコテラスが令和 6 年 4 月 1 日から供用を開始している。

浜松市内で稼働している地方自治体の破碎・保管施設を表 2-11 に、位置を図 2-12 に示す。

表 2-11 (1) 天竜エコテラス

施設名称	天竜エコテラス	
所在地	浜松市天竜区青谷 1461	
設備構成	破碎設備（もえないごみ、粗大ごみ）	
	選別設備（プラスチック製容器包装）	
	簡易破碎設備（ライター、スプレー缶、蛍光管）	
	保管設備（びん類、小型家電、特定品目、自転車）	
処理能力	64t/日（破碎設備：38t/日、選別設備：26t/日）	
竣工年月日	令和 6 年 3 月 31 日	

出典）「浜松市一般廃棄物処理基本計画（令和 4 年 4 月改定）」（浜松市）

表 2-11 (2) 平和最終処分場（資源物ストックヤード）

施設名称	平和最終処分場（資源物ストックヤード）	
所在地	浜松市中央区平松町 77	
保管品目	びん（無色、茶色、その他）	プラスチック製容器包装
保管面積	106m ²	980m ²
保管容量	171m ²	1,960m ²

出典）「浜松市一般廃棄物処理基本計画（令和 4 年 4 月改定）」（浜松市）

ウ) 埋立処分場

埋立処分場は、もえないごみを破砕した後の不燃物等や、焼却・溶融処理にて発生した残さ（飛灰等）を最終処分するための施設であり、浜松市内で現在稼働している地方自治体の埋立処分場は、平和最終処分場、浜北環境センター、舞阪吹上第 2 廃棄物最終処分場及び引佐最終処分場である。

浜松市内で稼働している地方自治体の埋立処分場を表 2-12 に、位置を図 2-12 に示す。

表 2-12(1) 平和最終処分場

施設名称	平和最終処分場	
所在地	浜松市中央区平松町 77	
	第 1 期	第 2 期
埋立面積	71,575m ²	48,360m ²
埋立容量	810,719m ³	567,700m ³
埋立期間	令和元年 9 月廃止	約 35 年
埋立方式	サンドイッチ方式（セル方式併用）	
浸出水 処理施設	建築面積 467.29m ² 延床面積 923.80m ²	建築面積 291.69m ² 延床面積 790.96m ²
処理能力	230m ³ /日	150m ³ /日
竣工年月日	平成 2 年 9 月	平成 19 年 3 月

出典)「浜松市一般廃棄物処理基本計画（令和 4 年 4 月改定）」（浜松市）

表 2-12(2) その他の埋立処分場

施設名称	浜北環境センター	舞阪吹上第 2 廃棄物 最終処分場	引佐最終処分場
所在地	浜名区灰木 172	中央区舞阪町舞阪 2621-26	浜名区引佐町三岳 610-3
埋立面積	12,315m ²	6,555m ³	9,445m ³ (第 1 期埋立区画)
埋立容量	60,273m ³	39,500m ³	77,300m ³ (第 1 期埋立区画)
埋立期間	約 20 年	約 42 年	約 48 年
埋立方式	セル方式	サンドイッチ方式	セル&サンドイッチ方式
浸出水 処理施設	建物面積 706m ² 延床面積 1,068.47m ²	—	建築面積 448.31m ² 延床面積 558.26m ²
処理能力	50m ³ /日	—	60m ³ /日
竣工年月日	平成 14 年 4 月	平成 8 年 7 月	平成 9 年 4 月

出典)「浜松市一般廃棄物処理基本計画（令和 4 年 4 月改定）」（浜松市）

イ ごみ排出量

浜松市におけるごみ排出量一覧を表 2-13 に、推移を図 2-13 に示す。

令和 5 年度における浜松市のごみの排出量は 197,553 t、資源物の排出量は 18,010 t、集団回収等の排出量は 7,169 t であり、ごみの総排出量は 222,731 t、浜松市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 770 g/人・日となっている。

令和元年以降の推移は、ごみ総排出量と市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量ともに減少傾向を示している。

表 2-13 浜松市におけるごみ排出量一覧

項目	細目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみの排出量	もえるごみ	(1)	211,747	202,962	200,160	197,109	187,908
	もえないごみ	(2)	5,995	6,697	5,852	5,150	4,629
	連絡ごみ等	(3)	4,136	4,718	4,936	5,049	5,016
	上記の計	A	221,878	214,377	210,948	207,308	197,553
資源物の排出量	びん	(4)	4,231	4,227	4,065	3,981	3,835
	缶	(5)	2,963	2,727	2,383	2,351	2,209
	ペットボトル	(6)	1,602	1,732	1,768	1,668	1,734
	プラスチック製容器包装	(7)	6,444	6,544	6,432	6,293	6,057
	特定品目	(8)	431	467	443	431	412
	魚アラ	(9)	4,998	4,480	4,063	3,910	3,763
	上記の計	B	20,669	20,177	19,154	18,634	18,010
集団回収等の排出量	集団回収等（拠点回収含む）	D	11,270	8,491	8,316	8,152	7,169
ごみ総排出量	ごみ・資源物・集団回収の計（C+D）	E	253,820	243,046	238,417	234,094	222,731
浜松市人口	浜松市人口（単位：人） ※外国人含む	(10)	802,856	800,760	796,829	793,615	789,822
市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量	市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量（単位：g）	F	864	832	820	808	770

出典）浜松市 HP の「諸統計」より作成

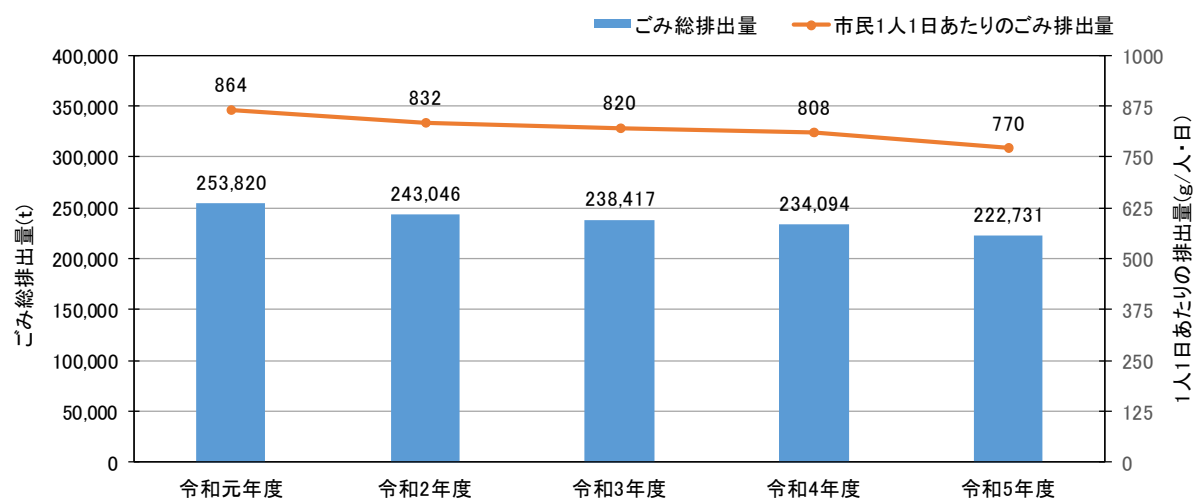


図 2-13 浜松市におけるごみ排出量の推移

(6) 交 通

事業計画地周辺の道路交通センサス調査結果を表 2-14 に、主要な道路を図 2-14 に示す。

事業計画地周辺の主要道路としては、県道 48 号館山寺鹿谷線及び県道 319 号村櫛三方原線が挙げられる。

事業計画地へのアクセス道路となる①県道 48 号館山寺鹿谷線の 12 時間交通量は 3,398 台、24 時間交通量は 4,313 台、昼間 12 時間における大型車混入率は 6.9%となっている。

表 2-14 事業計画地周辺の道路交通センサス調査結果（令和 3 年度）

路 線 名	図 番 号	交通量調査 区間番号	12 時間交通量(台)			24 時間交通量(台)			大型車混入率 昼間 12 時間 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
県道 48 号 館山寺鹿谷線	①	22400480040	3,170	228	3,398	3,921	392	4,313	6.9
	②	22400480060	3,685	289	3,974	4,566	487	5,053	6.9
県道 319 号 村櫛三方原線	③	22603190050	751	35	786	864	56	920	4.5

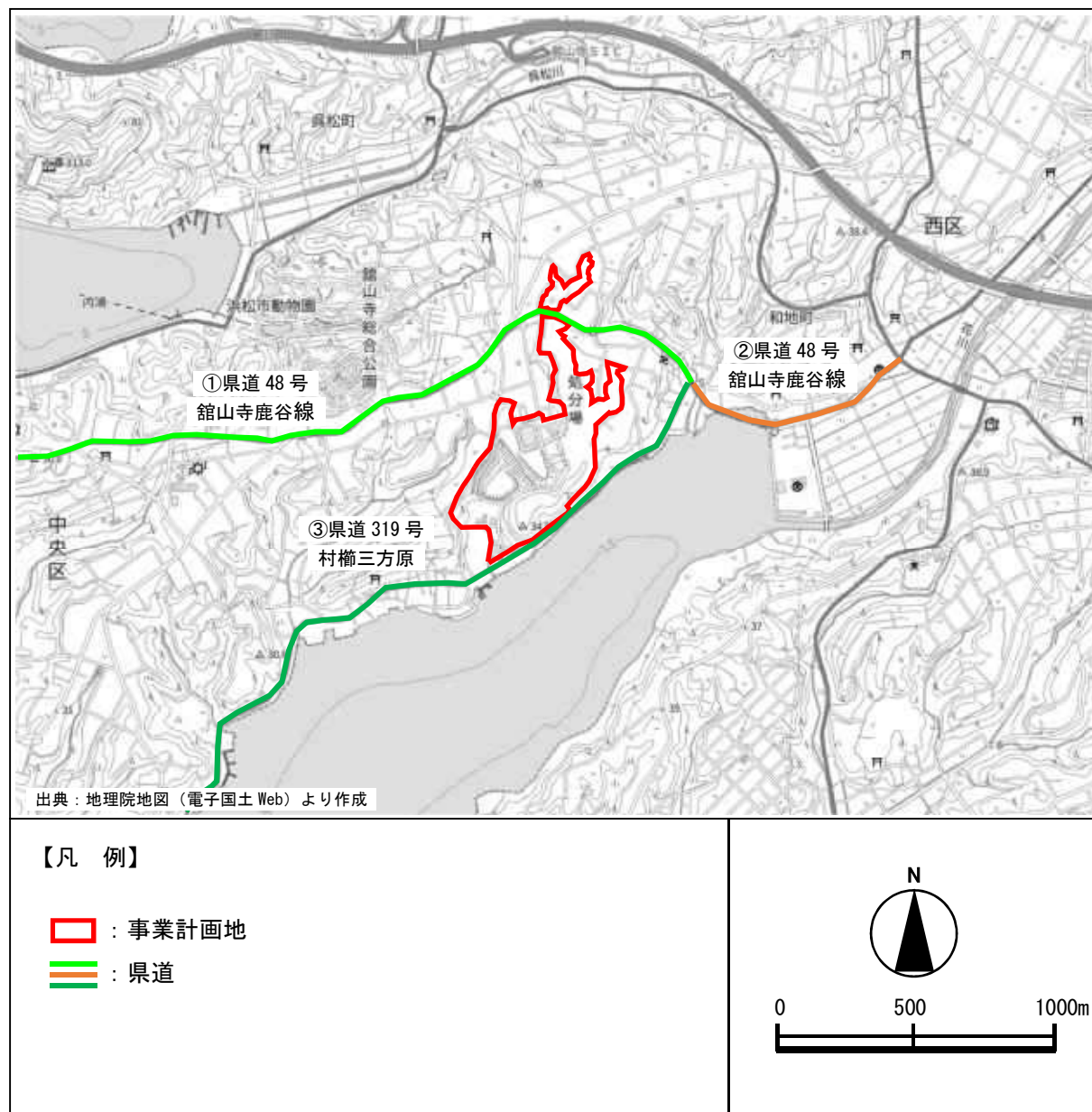


図 2-14 事業計画地周辺の主要な道路

(7) 最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設

最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設の位置を図 2-15 に示す。

本調査における対象施設（運転条件の変更に伴う浸出水処理施設）に最も近い人家は、南南東約 180m に位置する。

なお、対象施設の半径 500m 圏内には、教育施設、医療施設、社会福祉施設、図書館等の環境保全に配慮が必要な施設は存在しない。

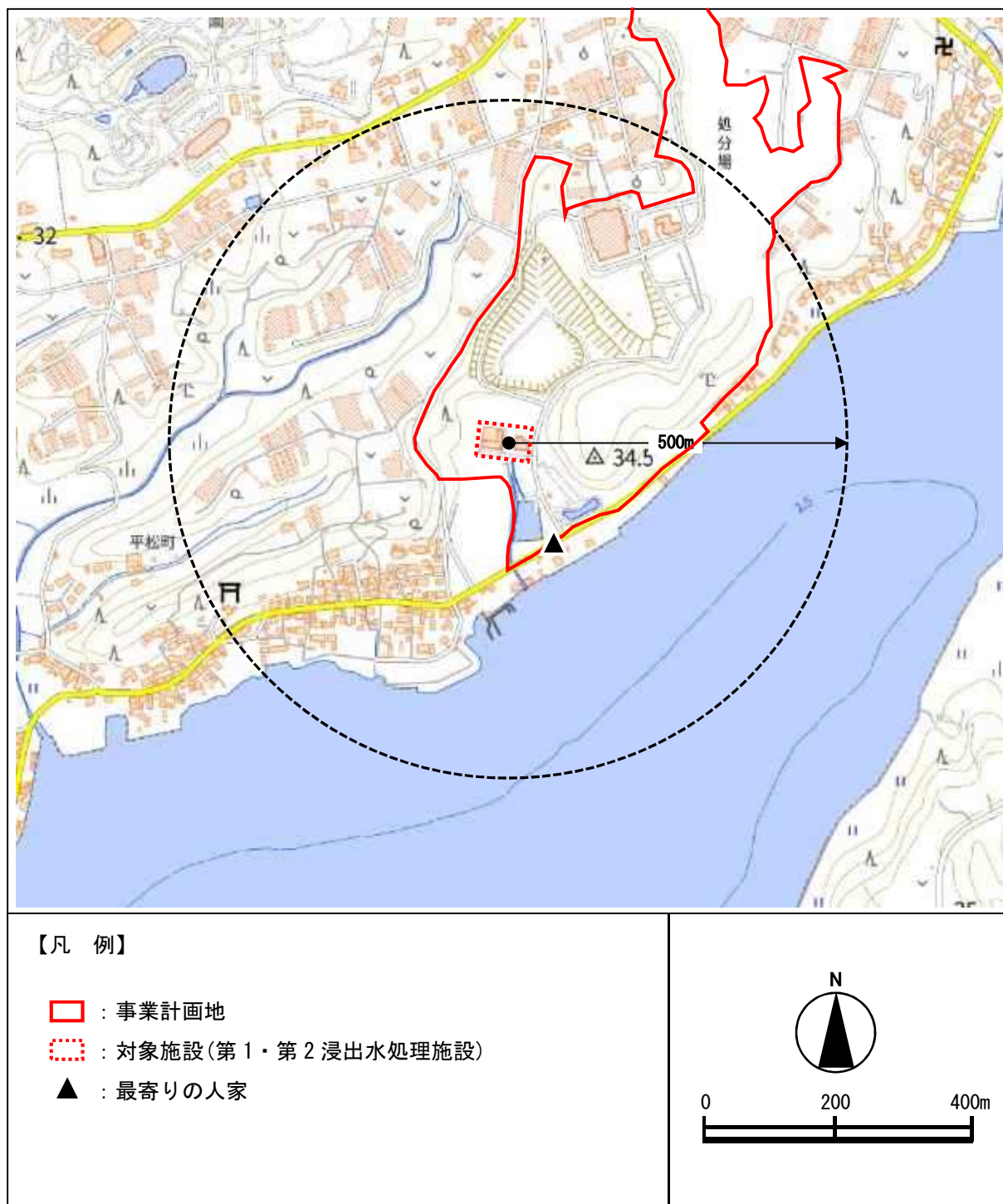


図 2-15 最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設の位置

(8) 公害苦情

浜松市における年度別の公害苦情件数を表 2-15 に、公害苦情件数の推移を図 2-16 に示す。

浜松市における令和 4 年度の苦情件数は、典型 7 公害における悪臭の 199 件が最も多く、次いで騒音が 118 件となっており、総数は 412 件で前年度より 5 件減少している。

なお、本調査における既存施設（平和最終処分場）においては、平成 2 年の供用開始から特に問題となるような公害苦情は寄せられていない。

表 2-15 公害苦情件数（浜松市）

年度	典型 7 公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成 30 年度	25	78	0	139	12	0	219	12	485
令和元年度	24	57	0	126	4	0	211	11	433
令和 2 年度	29	45	0	148	8	0	229	21	480
令和 3 年度	21	43	0	129	7	0	206	11	417
令和 4 年度	16	58	0	118	8	0	199	13	412

出典）浜松市 HP の「公害苦情の状況」より作成

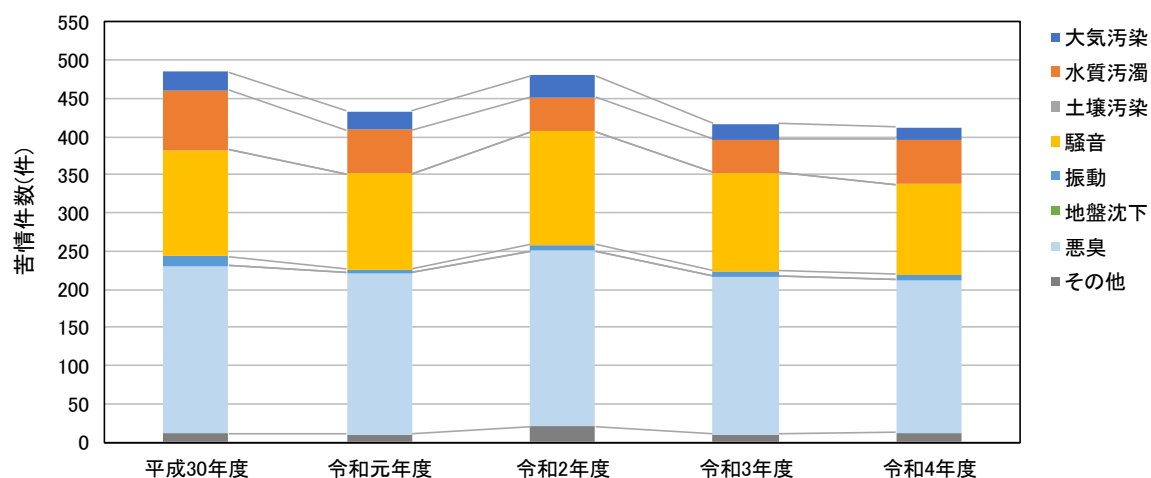


図 2-16 公害苦情件数の推移（浜松市）

(9) 主要な公害等の発生源

事業計画地周辺は人家や農地が多い地域であり、公害等の発生源となる大規模な工場や事業所は存在しない。

2-3 関係法令等

(1) 水 質

ア 環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、表 2-16 に示す人の健康の保護に関する環境基準、表 2-17～表 2-18 に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川・海域）、表 2-19 に示すダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、事業計画地周辺の河川及び海域の水域類型指定状況を表 2-20 に示す。

なお、人の健康の保護に関する環境基準、ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準はすべての水域に適用される。

表 2-16 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備 考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	

出典) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2-17 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

【河川①】（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。） 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

【河川②】（湖沼を除く）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる）				

資料）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2-18 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

【海域①】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

注 1) 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

注 2) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 3) 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

【海域②】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種 及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種 を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備 考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して 漁獲される

〃 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

注 3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

【海域③】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

【海域④】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以下
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以下
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2-19 ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

汚染物質	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/1 以下
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。		

表 2-20 水域類型指定状況（事業計画地周辺）

区分	水域	測定地点	水域類型	設定期日
河川	浜名湖水域 伊左地川	中之谷橋	河川 B	S47. 8. 1
海域	浜名湖水域 奥庄内湖	白洲	海域 B	S47. 8. 1
	浜名湖水域 浜名湖(口)	白洲	海域Ⅲ	H9. 4. 1
	浜名湖水域 浜名湖㊤	白洲	生物特 A	H28. 4. 1

出典) 「令和 4 年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画」(静岡県)



図 2-17 浜名湖水域位置図

イ 規制基準等

最終処分場の放流水については、維持管理基準として、表 2-21 に示す一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下、最終処分場基準省令という。）別表第一（排水基準項目）が定められている。

表 2-21 最終処分場基準省令の別表第一（排水基準項目）

項 目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
有機リン化合物	1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:50 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:15 mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200 mg/L 以下
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの:5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	60 mg/L 以下
化学的酸素要求量	90 mg/L 以下
浮遊物質	60 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L 以下
フェノール類含有量	5 mg/L 以下
銅含有量	3 mg/L 以下
亜鉛含有量	2 mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10 mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10 mg/L 以下
クロム含有量	2 mg/L 以下
大腸菌群数	1 cm ³ につき日間平均 3,000 個以下
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L 以下
リン含有量	16 (日間平均 8) mg/L 以下
備 考	
1 「検出されないこと」とは、第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 「日間平均」による排水基準値は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	

注) 一般的に窒素含有量は排水基準、全窒素は環境基準として扱われる項目であるが、本報告書では分析方法「JIS K 0102 45.6」が同じあるため、同一な項目として分析値の比較を行うものとした。なお、その他の項目も同様である。

資料) 昭和 52 年 総理府厚生省令第 1 号

ウ 基準の適用状況

人の健康の保護に関する環境基準、ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準はすべての水域に適用される。一方、生活環境の保全に関する環境基準は、各水域に対して類型が指定されており、類型指定ごとの基準が適用される。

本調査における水質調査地点の基準値は以下のとおり設定した。

放流水の合流前（No.1）及び合流後（No.2）は排水路であるため環境基準の類型指定はない。したがって、最寄りの河川である伊左地川の類型指定（河川B）を参考（表 2-20）とした。

海域の調査地点（No.3～No.6）については奥庄内湖に位置するため、表 2-20 に示す水質観測地点の白洲での類型指定（海域B、海域Ⅲ、生物特A）と比較した。

放流水（No.7 及びNo.8）については、表 2-21 に示す最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）の基準が適用されるため、それらと比較した。

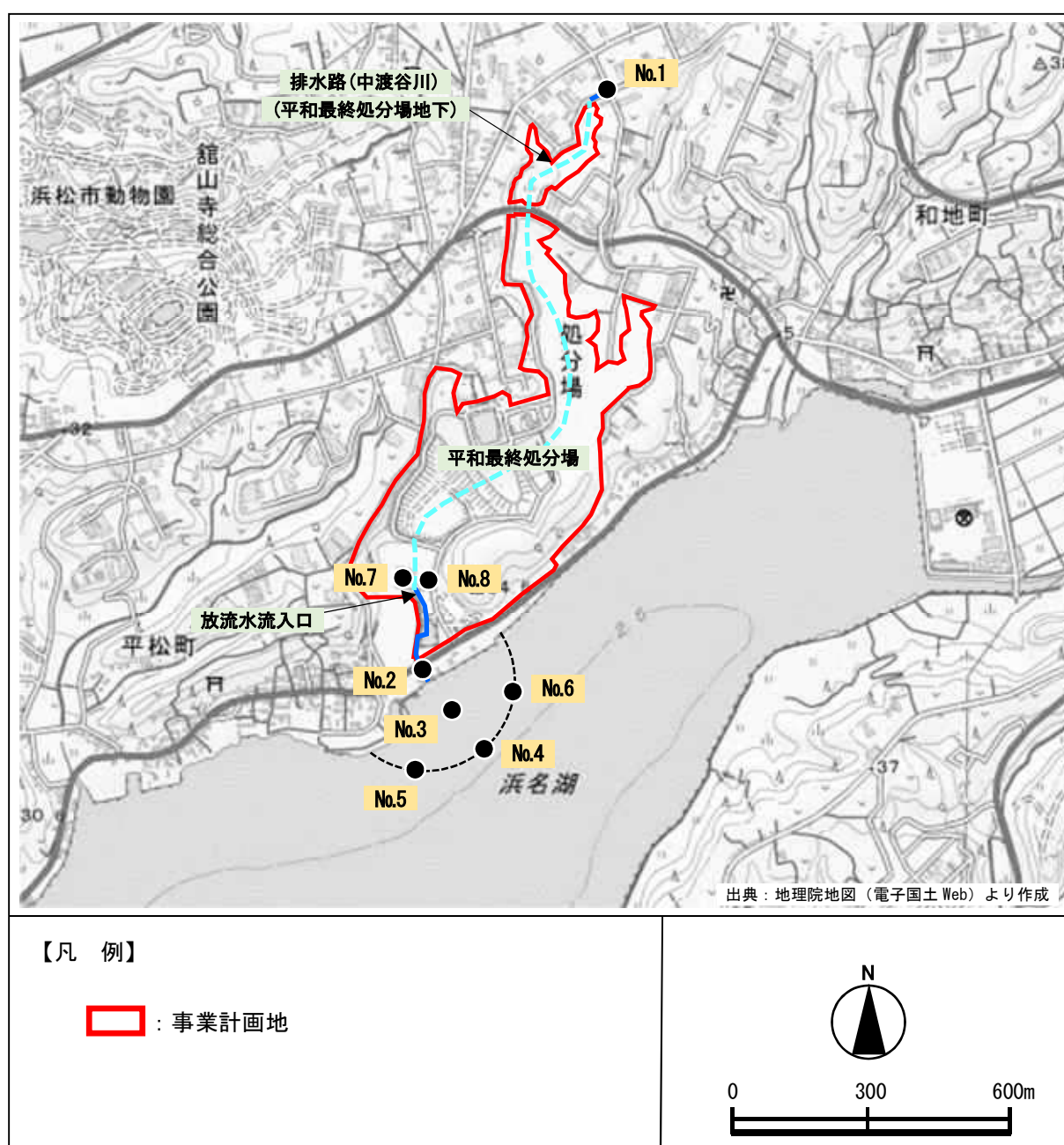


図 2-18 水質調査地点の位置

第3章 生活環境影響調査項目の選定

3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連

本調査は、現在稼働している浸出水処理施設（第1及び第2）の放流量を変更（増加）する計画である。

調査対象の浸出水処理施設は「管理型最終処分場」に付属する施設であることから、調査項目の選定にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示された表3-1に示す「管理型最終処分場」の標準的な調査項目を基に選定した。

なお、本調査においては浸出水処理施設における放流量の変更であることから、施設稼働に伴う大気質、騒音・振動・悪臭、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質・騒音・振動及び地下水の流れに変化は生じないものと考えられる。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。

表3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（最終処分場：管理型）

調査事項		生活環境影響要因 調査項目	浸透液処理設備からの処理水の放流	最終処分場の存在	施設（浸出液処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
			陸上埋立	陸上埋立				
大気環境	大気質	粉じん				○		
		二酸化窒素 (NO ₂)						○
		浮遊粒子状物質 (SPM)						○
	騒音	騒音レベル			○	○		○
	振動	振動レベル			○	○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)					○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	●					
		化学的酸素要求量 (COD) ^{注1)}	●					
		全リン (T-P) ^{注2)}	●					
		全窒素 (T-N)	●					
		ダイオキシン類	●					
		浮遊物質 (SS)	●					
		その他必要な項目 ^{注3)}	●					
	地下水	地下水の流れ		○				

注1) 化学的酸素要求量 (COD) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流する場合又は COD を含む浸透水が後述する調査対象地域の水域に放流される場合には、COD を調査項目として取り上げる。

注2) 全リン (T-P) 及び全窒素 (T-N) を含む浸出液処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流し、かつ当該水域に環境基準もしくは排水規制が実施されている場合には、全リン (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

注3) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性を考慮して、影響が予測される項目である。水道水水質基準項目及び環境基準の健康項目があげられる。

注4) 表中の○は指針で示された標準的な調査項目、●は標準的な調査項目のうち、本調査において現況把握・予測・影響の分析を行う調査項目を示す。

3-2 選定した項目及びその理由

選定した項目及びその理由を表 3-2 に示す。

表 3-2 選定した項目及びその理由

調査項目		生活環境 影響要因	選定の 有無 ^{注)}	選定した項目及び理由
水 環 境	水質	施設処理 水の放流	○	・本調査における浸出水処理施設（第 1 及び第 2）からの放流水量を変更（増加）するにあたり、放流水、放流先排水路及び海域の水質における現況を把握するとともに、放流水量の増加に伴う周辺環境への影響について予測・評価を行うものとした。 ・現地調査項目 放流水：一般項目、最終処分場基準省令別表第一、ダイオキシン類 放流先排水路：一般項目、生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類 海域：一般項目、生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類 ・予測・評価項目 BOD、COD、全リン、全窒素、浮遊物質、ダイオキシン類

注) 選定の有無 ○：影響が想定されるため、調査を実施する項目

3-3 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目及びその理由を表 3-3 に示す。

表 3-3 選定しなかった項目及びその理由

調査項目		生活環境影響要因	選定の 有無 ^{注)}	選定しなかった項目及び理由
大 気 環 境	大気質	埋立作業	—	・本調査においては浸出水処理施設における放流水量の変更であることから、埋立作業に伴う粉じんの発生、廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車排ガスの排出に変化は生じないものと考えられる。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。
		廃棄物運搬車両の走行		
	騒音・振動	施設（浸出液処理設備）の稼働	—	・本調査においては浸出水処理施設における放流水量の変更であることから、施設（浸出液処理設備）の稼働、埋立作業、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動の発生に変化は生じないものと考えられる。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。
		埋立作業		
		廃棄物運搬車両の走行		
水 環 境	地下水	施設（埋立地）からの悪臭の発生	—	・本調査においては浸出水処理施設における放流水量の変更であることから、施設（埋立地を含む）からの悪臭の発生に変化は生じないものと考えられる。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。
		最終処分場の存在（陸上埋立）	—	・本調査においては浸出水処理施設における放流水量の変更であることから、地下水の流れに変化は生じないものと考えられる。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。

注) 選定の有無 —：影響が想定されないため、調査を実施しない項目

第4章 生活環境影響調査の結果

4-1 水 質

(1) 調査対象地域

水質の調査対象地域は、「平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書」と同様に、施設排水が公共用水域の水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲（海域の場合、新田式の概略予測手法により予測される拡散範囲の距離の 2 倍程度）とした。

影響を及ぼすと想定される範囲を、式-1 を用いて算出した。

本調査における浸出水処理施設からの計画放流量（500m³/日または 750m³/日）を 750 m³/日とした場合、式-1 より拡散範囲の距離(r)の 2 倍は約 102m となる。したがって、海域の現地調査地点はそれらをもとに設定した。

・新田の実験式

$$\log_{10}A = 1.226 \times \log_{10}Q + 0.0855 \quad \dots \dots \text{式-1}$$

ただし、A：拡散範囲(m²)

Q：排水量(m³/日)

出典)「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」(環境省 平成 18 年 9 月)

$$r = \sqrt{(A \times 2)/3.14}$$

r：拡散範囲の距離(m) 注) 面積 A は半円の面積

(2) 現況把握

ア 既存資料調査

既存施設における第 1 及び第 2 浸出水処理施設の位置を図 4-1 に、過去 5 年間（令和元年～令和 5 年度）の水質モニタリング結果を表 4-1 に示す。

既存施設の水質モニタリング結果については、過去 5 年間はもとより、従来から放流水質基準（本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値）をすべての項目において下回っていることから、浸出水処理施設からの放流水は適切に維持管理がなされていると判断できる。

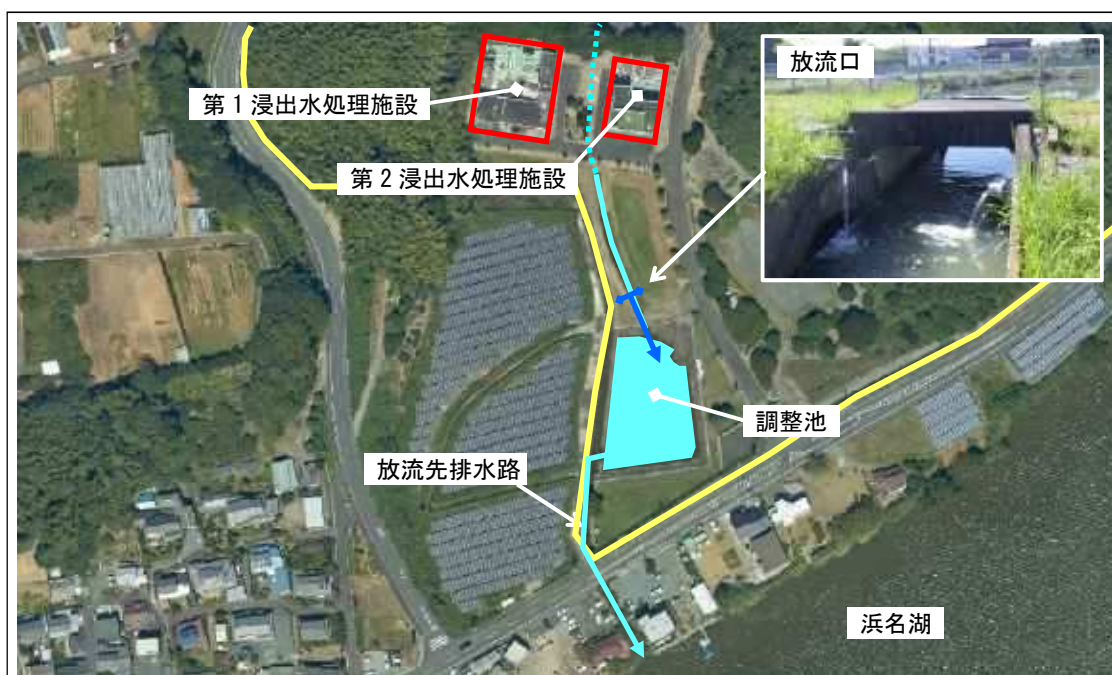


図 4-1 第 1 及び第 2 浸出水処理施設の位置

表 4-1(1) 浸出水処理施設水質モニタリング結果（令和元年度）

項 目	単位	令和元年度				放流水質 基準 (自主規制値)	2 施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第 1 放流水		第 2 放流水			
		令和 1 年 8 月 2 日	令和 2 年 2 月 14 日	令和 1 年 8 月 2 日	令和 2 年 2 月 14 日		
pH	—	7.7	7.9	7.8	7.5	6.5～8.5	○
BOD	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	5.0	○
COD	mg/L	4.1	5.7	6.4	2.6	10	○
SS	mg/L	<1	<1	<1	<1	5.0	○
大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	0	3000	○
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	5.0	○
フェノール類	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5.0	○
銅	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	3.0	○
亜鉛	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	2.0	○
溶解性鉄	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	10	○
溶解性マンガン	mg/L	<0.02	0.11	0.16	0.06	10	○
全クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2.0	○
全窒素	mg/L	0.6	5.5	5.4	2.5	10	○
全リン	mg/L	0.06	0.02	0.08	0.03	16	○
カドミウム	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03	○
全シアン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5	○
ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	○
全水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	○
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	○
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1.0	○
シス-1,2 ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3.0	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	○
チウラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03	○
チオベンカムブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
全セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
ほう素	mg/L	0.3	0.5	0.8	<0.1	10	○
ふっ素	mg/L	<0.15	<0.15	<0.15	<0.15	8.0	○
アンモニア・アンモニウム 化合物・亜硝酸化合物・硝酸化合物	mg/L	1.5	5.3	4.0	2.0	100	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	—	0.000012	—	10	○

注) 表中の放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。
資料) 水質検査結果（浜松市 平和清掃事業所）

表 4-1 (2) 浸出水処理施設水質モニタリング結果 (令和 2 年度)

項 目	単位	令和 2 年度				放流水質 基準 (自主規制値)	2 施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第 1 放流水		第 2 放流水			
		令和 2 年 8 月 19 日	令和 3 年 2 月 17 日	令和 2 年 8 月 19 日	令和 3 年 2 月 17 日		
pH	—	8.1	7.9	7.7	7.9	6.5～8.5	○
BOD	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	5.0	○
COD	mg/L	7.4	5.0	7.7	3.2	10	○
SS	mg/L	<1	<1	<1	<1	5.0	○
大腸菌群数	個/cm ³	<30	0	<30	0	3000	○
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	5.0	○
フェノール類	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5.0	○
銅	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	3.0	○
亜鉛	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	2.0	○
溶解性鉄	mg/L	<0.05	<0.05	0.10	<0.05	10	○
溶解性マンガン	mg/L	0.18	<0.02	<0.02	<0.02	10	○
全クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2.0	○
全窒素	mg/L	4.4	3.2	5.0	2.5	10	○
全リン	mg/L	0.20	0.13	<0.02	0.90	16	○
カドミウム	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03	○
全シアン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5	○
ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	○
全水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	○
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	○
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1.0	○
シス-1,2 ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3.0	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	○
チウラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03	○
チオベンカムブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
全セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
ほう素	mg/L	0.6	0.4	0.5	0.4	10	○
ふっ素	mg/L	<0.15	<0.15	<0.15	<0.15	8.0	○
アンモニア・アンモニウム 化合物・亜硝酸化合物・硝酸 化合物	mg/L	2.7	1.9	3.4	<1	100	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000093	—	0.00023	—	10	○

注) 表中の放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。
資料) 水質検査結果 (浜松市 平和清掃事業所)

表 4-1 (3) 浸出水処理施設水質モニタリング結果（令和 3 年度）

項 目	単位	令和 3 年度				放流水質 基準 (自主規制値)	2 施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第 1 放流水		第 2 放流水			
		令和 3 年 8 月 18 日	令和 4 年 2 月 16 日	令和 3 年 8 月 18 日	令和 4 年 2 月 16 日		
pH	—	7.6	7.1	7.5	7.9	6.5～8.5	○
BOD	mg/L	<1.0	<1.0	1.1	4.0	5.0	○
COD	mg/L	4.9	8.4	6.2	9.2	10	○
SS	mg/L	<1	2	<1	1	5.0	○
大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	<30	3000	○
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	5.0	○
フェノール類	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5.0	○
銅	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	3.0	○
亜鉛	mg/L	0.26	0.12	<0.10	<0.10	2.0	○
溶解性鉄	mg/L	0.26	0.08	0.24	0.07	10	○
溶解性マンガン	mg/L	2.6	1.6	0.16	<0.02	10	○
全クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2.0	○
全窒素	mg/L	3.3	3.2	1.9	1.7	10	○
全リン	mg/L	0.22	0.38	0.24	1.5	16	○
カドミウム	mg/L	0.011	<0.002	<0.002	<0.002	0.03	○
全シアン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5	○
ひ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	○
全水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	○
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	○
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1.0	○
シス-1,2 ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3.0	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	○
チウラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03	○
チオベンカムブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
全セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
ほう素	mg/L	1.0	0.6	0.9	0.2	10	○
ふっ素	mg/L	0.17	0.17	<0.15	0.17	8.0	○
アンモニア・アンモニウム 化合物・亜硝酸化合物・硝酸化合物	mg/L	1.9	<1.0	3.9	1.1	100	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000045	—	0.00023	—	10	○

注) 表中の放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。
資料) 水質検査結果（浜松市 平和清掃事業所）

表 4-1(4) 浸出水処理施設水質モニタリング結果（令和 4 年度）

項 目	単位	令和 4 年度				放流水質 基準 (自主規制値)	2 施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第 1 放流水		第 2 放流水			
		令和 4 年 8 月 17 日	令和 5 年 2 月 15 日	令和 4 年 8 月 17 日	令和 5 年 2 月 15 日		
pH	—	7.7	7.4	7.7	7.6	6.5～8.5	○
BOD	mg/L	1.0	<1.0	<1.0	4.7	5.0	○
COD	mg/L	9.0	8.9	5.0	8.8	10	○
SS	mg/L	<1	<1	<1	3	5.0	○
大腸菌群数	個/cm ³	<30	<30	0.0	0.0	3000	○
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	5.0	○
フェノール類	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5.0	○
銅	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	3.0	○
亜鉛	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	2.0	○
溶解性鉄	mg/L	0.09	0.25	<0.05	0.07	10	○
溶解性マンガン	mg/L	0.27	0.32	0.1	<0.02	10	○
全クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2.0	○
全窒素	mg/L	4.3	4.4	5.0	7.7	10	○
全リン	mg/L	0.47	1.3	0.41	1.3	16	○
カドミウム	mg/L	0.012	<0.002	<0.002	<0.002	0.03	○
全シアン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5	○
ひ素	mg/L	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.1	○
全水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	○
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	○
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1.0	○
シス-1,2 ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3.0	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	○
チウラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03	○
チオベンカムブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
全セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
ほう素	mg/L	2.1	0.9	1.6	0.7	10	○
ふっ素	mg/L	0.24	<0.15	0.2	<0.15	8.0	○
アンモニア・アンモニウム 化合物・亜硝酸化合物・硝酸 化合物	mg/L	1.0	1.4	2.8	4.9	100	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000039	—	0	—	10	○

注) 表中の放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。
資料) 水質検査結果（浜松市 平和清掃事業所）

表 4-1(5) 浸出水処理施設水質モニタリング結果（令和 5 年度）

項 目	単位	令和 5 年度				放流水質 基準 (自主規制値)	2 施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第 1 放流水		第 2 放流水			
		令和 5 年 8 月 16 日	令和 6 年 2 月 21 日	令和 5 年 8 月 16 日	令和 6 年 2 月 21 日		
pH		7.5	7.4	7.8	7.0	6.5～8.5	○
BOD	mg/L	1.2	<1.0	<1.0	1.0	5.0	○
COD	mg/L	4.7	5.0	5.6	6.6	10	○
SS	mg/L	<1	<1	<1	<1	5.0	○
大腸菌群数	個/cm ³	0.0	0.0	0.0	0	3000	○
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	5.0	○
フェノール類	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5.0	○
銅	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	3.0	○
亜鉛	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	2.0	○
溶解性鉄	mg/L	0.17	0.48	<0.05	0.18	10	○
溶解性マンガン	mg/L	<0.02	0.43	<0.02	0.05	10	○
全クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2.0	○
全窒素	mg/L	5	5.0	4.6	1.8	10	○
全リン	mg/L	0.52	1.7	0.73	5.8	16	○
カドミウム	mg/L	0.012	<0.002	<0.002	<0.002	0.03	○
全シアン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0	○
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5	○
ひ素	mg/L	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.1	○
全水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	○
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	○
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1.0	○
シス-1,2 ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3.0	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	○
チウラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03	○
チオベンカムブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
全セレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
ほう素	mg/L	0.9	0.7	0.7	0.5	10	○
ふっ素	mg/L	0.29	<0.15	<0.15	<0.15	8.0	○
アンモニア・アンモニウム 化合物・亜硝酸化合物・硝酸 化合物	mg/L	3.8	3.7	3.3	<1.0	100	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00010	—	0.000027	—	10	○

注) 表中の放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。
資料) 水質検査結果（浜松市 平和清掃事業所）

イ 現地調査

7) 調査項目

既存施設（第1及び第2浸出水処理施設）の定常稼働時における放流水、放流先排水路及び海域（奥庄内湖）の現況水質を把握するため、以下の項目について調査を実施した。

現地調査における水質調査項目の詳細を表4-2に示す。

【放流水：第1及び第2浸出水処理施設における処理水】

- ① 生活環境影響調査指針に示された項目
生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全リン（リン含有量）、全窒素（窒素含有量）、浮遊物質（SS）、ダイオキシン類（DXNs）
- ② その他必要な項目
一般項目（気温、水温、透視度、外観、放流量）、最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）

【放流先排水路：合流前及び合流後の河川水】

- ① 生活環境影響調査指針に示された項目
生物化学的酸素要求量（BOD）、全リン（T-P）、全窒素（T-N）、浮遊物質（SS）、ダイオキシン類（DXNs）
- ② その他必要な項目
一般項目（気温、水温、透視度、外観、流量）、生活環境項目、健康項目等

【海域（奥庄内湖）：干潮時の海水】

- ① 生活環境影響調査指針に示された項目
化学的酸素要求量（COD）、全リン（T-P）、全窒素（T-N）、浮遊物質（SS）、ダイオキシン類（DXNs）
- ② その他必要な項目
一般項目（気温、水温、透視度、外観）、生活環境項目、健康項目等

表 4-2 現地調査における水質調査項目

【排水基準項目】最終処分場基準省令別表第一

項 目	
アルキル水銀化合物	ベンゼン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	セレン及びその化合物
カドミウム及びその化合物	1, 4-ジオキサン
鉛及びその化合物	ほう素及びその化合物
有機リン化合物	ふっ素及びその化合物
六価クロム化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
砒素及びその化合物	水素イオン濃度 (pH)
シアン化合物	生物化学的酸素要求量 (BOD)
ポリ塩化ビフェニル	化学的酸素要求量 (COD)
トリクロロエチレン	浮遊物質 (SS)
テトラクロロエチレン	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ジクロロメタン	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)
四塩化炭素	フェノール類含有量
1, 2-ジクロロエタン	銅含有量
1, 1-ジクロロエチレン	亜鉛含有量
シス-1, 2-ジクロロエチレン	溶解性鉄含有量
1, 1, 1-トリクロロエタン	溶解性マンガン含有量
1, 1, 2-トリクロロエタン	クロム含有量
1, 3-ジクロロプロペン	大腸菌群数
チウラム	窒素含有量
シマジン	リン含有量
チオベンカルブ	—

【生活環境項目】生活環境の保全に関する環境基準 (河川・海域)

項 目	
水素イオン濃度 (pH)	大腸菌群数
生物化学的酸素要求量 (BOD)	ノルマルヘキサン抽出物
化学的酸素要求量 (COD)	全窒素
浮遊物質 (SS)	全リン
溶存酸素 (DO)	全亜鉛

【健康項目】人の健康の保護に関する環境基準

項 目	
カドミウム	1, 1, 2-トリクロロエタン
全シアン	トリクロロエチレン
鉛	テトラクロロエチレン
六価クロム	1, 3-ジクロロプロペン
砒素	チウラム
総水銀	シマジン
アルキル水銀	チオベンカルブ
PCB	ベンゼン
ジクロロメタン	セレン
四塩化炭素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1, 2-ジクロロエタン	ふっ素
1, 1-ジクロロエチレン	ほう素
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 4-ジオキサン
1, 1, 1-トリクロロエタン	—

注) 一般的に窒素含有量は排水基準、全窒素は環境基準として扱われる項目であるが、本報告書では分析方法「JIS K 0102 45.6」が同じであるため、同一な項目として分析値の比較を行うものとした。なお、その他の項目も同様である。

イ) 調査地点

水質調査地点の位置を図 4-2 に示す。

河川の調査地点は、事業計画地を南北に横断する排水路（中渡谷川）において、浸出水処理施設放流水の流入前（事業計画地北側）の地点をNo.1 と流入後（事業計画地南側）の地点をNo.2 とした。

海域の調査地点は、事業計画地に近接する浜名湖において、浸出水処理施設放流水が流入する南側排水路出口から約 100m先の地点をNo.3、約 200m先の地点をNo.4～No.6 とした。

放流水の調査地点は、第 1 浸出水処理施設内の取水口をNo.7、第 2 浸出水処理施設内の取水口をNo.8 とした。

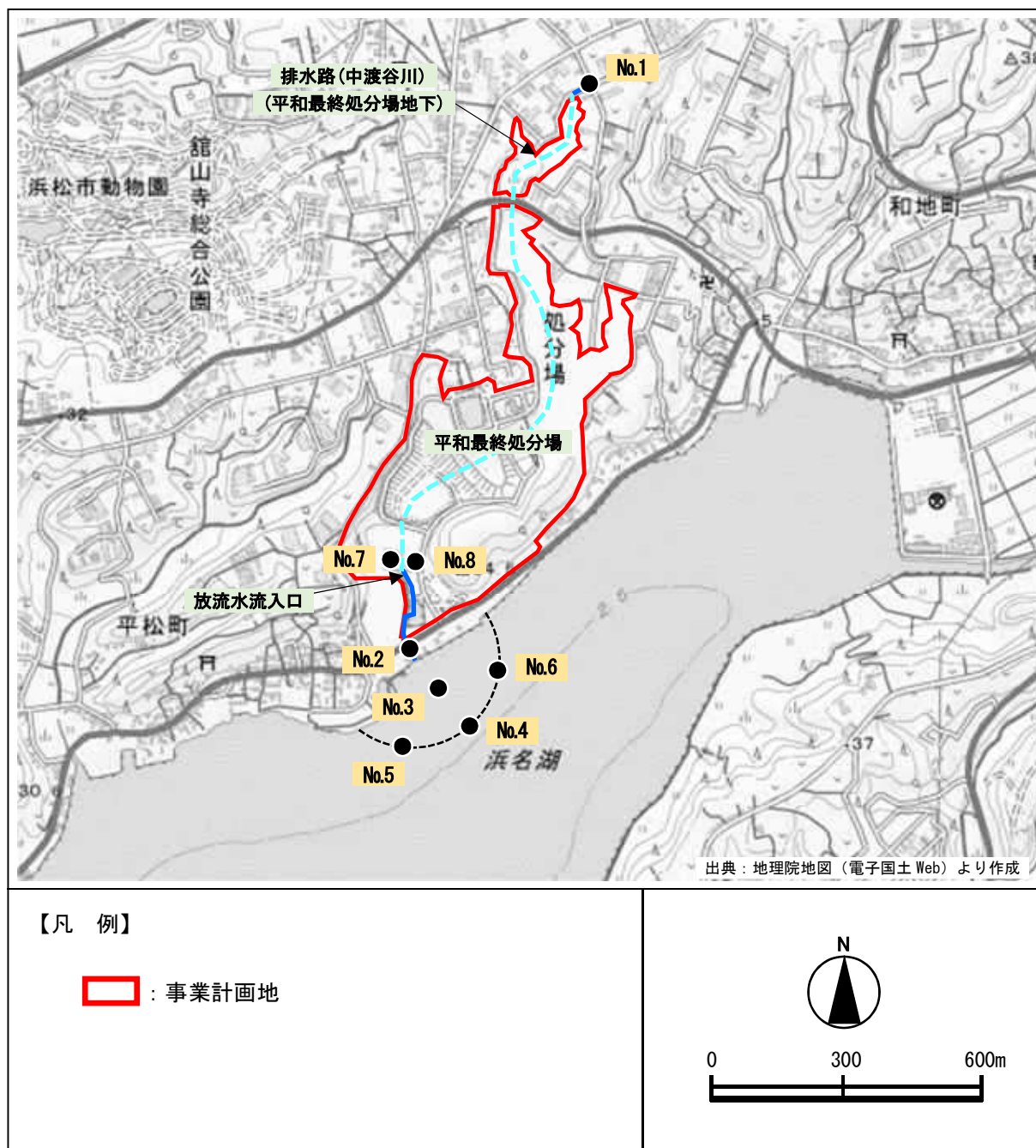


図 4-2 水質調査地点の位置

ウ) 調査時期

調査時期を表 4-3 に示す。

浸出水処理施設放流水の流入後の排水路（中渡谷川）は浜名湖に接続しているため、水質調査地点No.2 については、潮の干満の影響（逆流）を受ける地点である。

したがって、調査時期は大潮期の引き潮（干潮）時を考慮し、夏季と冬季にそれぞれ調査を実施した。

表 4-3 調査時期

時期	地点	調査日時
夏季	No.1 : 放流水流入前 No.2 : 放流水流入後 No.3～No.6 : 海域 No.7 : 第 1 浸出水処理施設 No.8 : 第 2 浸出水処理施設	令和 6 年 7 月 22 日（月）9 : 00～15 : 00 ※浜名湖潮位：舞阪エリア 大潮 干潮 12 : 50
冬季	No.1 : 放流水流入前 No.2 : 放流水流入後 No.3～No.6 : 海域	令和 7 年 1 月 17 日（金）9 : 00～15 : 00 ※浜名湖潮位：舞阪エリア 大潮 干潮 14 : 05

エ) 調査方法

水質調査について、放流水については一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 10 年 6 月環境庁・厚生省告示第 1 号）等、河川水及び海水については「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に基づく方法等に準拠した。

ホ) 調査結果

ア 排水路 (No.1、No.2)

排水路であるNo.1 及びNo.2 の調査結果を表 4-4～表 4-5 に示す。

【No.1】(放流水流入前)

調査地点No.1 は、排水路(中渡谷川)において、対象施設(浸出水処理施設)からの放流水合流前に位置する。

排水路の水質については環境基準が設定されていないため、参考として伊佐地川の河川類型 B と比較した。

夏季調査においては、大腸菌群数、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値(参考)を超過する結果であった。また、冬季調査においては、大腸菌群数のみ基準値(参考)を超過する結果であった。

基準値超過の原因としては、調査地点の上流域及び周辺は畑が多く、下水道未整備区域からの生活排水や農耕地からの肥料流入等の影響が考えられる。

したがって、同施設からの影響ではないものと判断できる。

【No.2】(放流水流入後)

調査地点No.2 は、排水路(中渡谷川)において、対象施設(浸出水処理施設)からの放流水合流後に位置する。また、排水路流末が浜名湖に接続しているため、No.2 は潮の干満の影響(逆流)を受ける地点であるが、本調査は順流時に採水を行った。

排水路の水質については環境基準が設定されていないため、参考として伊佐地川の河川類型 B と比較した。

夏季調査においては、大腸菌群数が基準値(参考)を超過する結果であった。また、冬季調査においては、BOD(生物化学的酸素要求量)とほう素が基準値(参考)を超過する結果であった。

基準値超過の原因としては、夏季は排水路(中渡谷川)上流側に位置するNo.1 の基準値を超過した水が下流側に流れていることが挙げられる。また、冬季におけるほう素の超過は隣接する海域からの影響(環境省によれば、ふっ素及びほう素は自然状態において海域に相当程度含まれているとしている。)が考えられるが、BOD の超過については原因が定かではない。

なお、同調査地点は対象施設からの処理水が流入しているが、放流している処理水の水質結果は全ての項目において、本調査(No.7 及びNo.8)では最終処分基準省令の基準値を、施設管理におけるモニタリング調査(p. 47～51、令和元年～令和 5 年度)では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準(近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準)を下回っている。

したがって、同施設からの影響ではないものと判断できる。

a) No.1 (放流水流入前)

表 4-4 水質調査結果No.1

調査地点：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川）

項目	単位	夏 季		冬 季		環境基準 (参考：河川 B 類型)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	35.5	—	5.5	—	—
水温	℃	33.3	—	3.3	—	—
透視度	度	30 以上	—	30 以上	—	—
流量	m ³ /s	0.01	—	0.01	—	—
水素イオン濃度 (pH)		7.5	○	7.3	○	6.5-8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.2	○	2.8	○	3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	10.0	—	6.5	—	—
浮遊物質 (SS)	mg/L	1.5	○	1.3	○	25 以下
溶存酸素 (DO)	mg/L	10.3	○	10.4	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	17000	×	14000	×	5000 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	< 0.5	○	< 0.5	○	検出されないこと
全窒素	mg/L	22.0	—	14.0	—	—
全リン	mg/L	8.5	—	2.5	—	—
フェノール類含有量	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
カドミウム	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
全シアン	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	検出されないこと
有機リン	mg/L	< 0.1	—	< 0.1	—	—
鉛	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	○	< 0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	○	< 0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.05 以下
チウラム	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	21.0	×	10.0	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.12	○	< 0.08	○	0.8 以下
ほう素	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	1 以下
銅	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
全亜鉛	mg/L	0.084	—	0.042	—	—
溶解性鉄	mg/L	0.07	—	0.10	—	—
溶解性マンガン	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
クロム	mg/L	< 0.02	—	< 0.02	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.028	○	0.024	○	1 以下

注)「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

b) No.2 (放流水流入後)

表 4-5 水質調査結果No.2

調査地点：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川）

項目	単位	夏 季		冬 季		環境基準 (参考：河川 B 類型)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	36.5	—	8.5	—	—
水温	℃	30.9	—	5.0	—	—
透視度	度	30 以上	—	30 以上	—	—
流量	m³/s	0.02	—	0.04	—	—
水素イオン濃度 (pH)		8.3	○	8.2	○	6.5-8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.0	○	4.3	×	3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5.3	—	4.7	—	—
浮遊物質 (SS)	mg/L	8.6	○	6.5	○	25 以下
溶存酸素 (DO)	mg/L	11.6	○	10.9	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	79000	×	3300	○	5000 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	< 0.5	○	< 0.5	○	検出されないこと
全窒素	mg/L	5.3	—	2.6	—	—
全リン	mg/L	0.24	—	0.057	—	—
フェノール類含有量	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
カドミウム	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003
全シアン	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	検出されないこと
有機リン	mg/L	< 0.1	—	< 0.1	—	—
鉛	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	○	< 0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	○	< 0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.05 以下
チウラム	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.0	○	1.9	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.3	○	0.65	○	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.9	○	2.4	×	1 以下
銅	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
全亜鉛	mg/L	0.013	—	0.012	—	—
溶解性鉄	mg/L	0.05	—	< 0.05	—	—
溶解性マンガン	mg/L	0.02	—	0.02	—	—
クロム	mg/L	< 0.02	—	< 0.02	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.066	○	0.042	○	1 以下

注)「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

b 海 域 (No.3～No.6)

海域であるNo.3～No.6 の調査結果を表 4-6～表 4-9 に示す。

【No.3～No.6】(南側排水路から約 100mまたは 200m先)

調査地点No.3 は南側排水路から約 100m先、調査地点No.4～No.6 は約 200m先の海域に位置する。

調査地点はいずれも奥庄内湖に位置するため、環境基準においては参考として、浜名湖水域の奥庄内湖の海域 B、海域Ⅲ、生物特 A と比較した。

夏季調査においては、調査地点No.3～No.6 とともに水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、全窒素、全リンが基準値 (参考) を超過する結果であった。また、冬季調査においては、調査地点No.3、No.5、No.6 の全窒素のみ基準値 (参考) を超過する結果であった。

なお、「令和 5 年度静岡県公共用水水域及び地下水の水質測定結果 (静岡県)」によれば、奥庄内湖中央付近の調査地点である浜名湖白洲においても同様の結果を示していた。

対象施設からの処理水は常に現行放流水質基準を下回っていることや放流水量が 380 m³/日と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かの流入量である。

したがって、基準値超過の要因は対象施設からの影響ではなく、浜名湖特有 (閉鎖性水域) の富栄養化などが挙げられる。

a) No.3 (海域)

表 4-6 水質調査結果No.3

調査地点：No.3 海域（南側排水路出口から約 100m先）

項目	単位	夏 季		冬 季		環境基準 (参考：海域B、海域Ⅲ、 生物特A)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	37.2	—	10.0	—	—
水温	℃	34.4	—	6.5	—	—
透視度	度	24	—	30以上	—	—
水素イオン濃度 (pH)		8.9	×	8.2	○	7.8-8.3
化学的酸素要求量 (COD Mn)	mg/L	8.6	—	3.4	—	—
化学的酸素要求量 (COD OH)	mg/L	3.6	×	1.1	○	3 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	14.0	—	3.6	—	—
溶存酸素 (DO)	mg/L	16.4	○	11.7	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	330	—	8	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	< 0.5	○	< 0.5	○	検出されないこと
全窒素	mg/L	1.0	×	0.67	×	0.6 以下
全リン	mg/L	0.10	×	0.031	○	0.05 以下
フェノール類含有量	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
カドミウム	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
全シアン	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	検出されないこと
有機リン	mg/L	< 0.1	—	< 0.1	—	—
鉛	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	○	< 0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	○	< 0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.05 以下
チウラム	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.09	○	0.35	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.72	—	0.95	—	—
ほう素	mg/L	2.4	—	3.6	—	—
銅	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
全亜鉛	mg/L	0.028	—	0.007	—	—
溶解性鉄	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
溶解性マンガン	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
クロム	mg/L	< 0.02	—	< 0.02	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.094	○	0.030	○	1 以下

注)「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

b) No.4 (海域)

表 4-7 水質調査結果No.4

調査地点：No.4 海域（南側排水路出口から約 200m先）

項目	単位	夏 季		冬 季		環境基準 (参考：海域B、海域Ⅲ、 生物特A)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	37.4	—	10.1	—	—
水温	℃	35.0	—	6.3	—	—
透視度	度	23	—	30 以上	—	—
水素イオン濃度 (pH)		8.9	×	8.2	○	7.8-8.3
化学的酸素要求量 (COD Mn)	mg/L	9.0	—	3.7	—	—
化学的酸素要求量 (COD OH)	mg/L	3.7	×	1.4	○	3 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	12.0	—	4.0	—	—
溶存酸素 (DO)	mg/L	16.7	○	11.7	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	23.0	—	< 2	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	< 0.5	○	< 0.5	○	検出されないこと
全窒素	mg/L	1.0	×	0.56	○	0.6 以下
全リン	mg/L	0.12	×	0.026	○	0.05 以下
フェノール類含有量	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
カドミウム	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
全シアン	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	検出されないこと
有機リン	mg/L	< 0.1	—	< 0.1	—	—
鉛	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	○	< 0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	○	< 0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.05 以下
チウラム	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	○	0.29	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.75	—	0.95	—	—
ほう素	mg/L	2.5	—	3.6	—	—
銅	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
全亜鉛	mg/L	0.05	—	0.009	—	—
溶解性鉄	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
溶解性マンガン	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
クロム	mg/L	< 0.02	—	< 0.02	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.081	○	0.033	○	1 以下

注)「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

c) No.5 (海域)

表 4-8 水質調査結果No.5

調査地点：No.5 海域（南側排水路出口から約 200m先）

項目	単位	夏 季		冬 季		環境基準 (参考：海域B、海域Ⅲ、 生物特A)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	37.2	—	10.1	—	—
水温	℃	35.0	—	6.4	—	—
透視度	度	24	—	30以上	—	—
水素イオン濃度 (pH)		8.8	×	8.3	○	7.8-8.3
化学的酸素要求量 (COD Mn)	mg/L	9.0	—	4.6	—	—
化学的酸素要求量 (COD OH)	mg/L	3.7	×	2.3	○	3 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	14.0	—	4.8	—	—
溶存酸素 (DO)	mg/L	15.1	○	12.1	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	130	—	2	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	< 0.5	○	< 0.5	○	検出されないこと
全窒素	mg/L	0.88	×	0.66	×	0.6 以下
全リン	mg/L	0.10	×	0.045	○	0.05 以下
フェノール類含有量	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
カドミウム	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
全シアン	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	検出されないこと
有機リン	mg/L	< 0.1	—	< 0.1	—	—
鉛	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	○	< 0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	○	< 0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.05 以下
チウラム	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	○	0.20	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.76	—	0.96	—	—
ほう素	mg/L	2.6	—	3.7	—	—
銅	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
全亜鉛	mg/L	0.039	—	0.009	—	—
溶解性鉄	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
溶解性マンガン	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
クロム	mg/L	< 0.02	—	< 0.02	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.094	○	0.037	○	1 以下

注)「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

d) No.6 (海域)

表 4-9 水質調査結果No.6

調査地点：No.6 海域（南側排水路出口から約 200m先）

項目	単位	夏 季		冬 季		環境基準 (参考：海域B、海域Ⅲ、 生物特A)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	37.4	—	10.0	—	—
水温	℃	34.5	—	6.5	—	—
透視度	度	23	—	30以上	—	—
水素イオン濃度 (pH)		8.9	×	8.2	○	7.8-8.3
化学的酸素要求量 (COD Mn)	mg/L	8.3	—	3.4	—	—
化学的酸素要求量 (COD OH)	mg/L	3.7	×	1.2	○	3 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	14.0	—	3.4	—	—
溶存酸素 (DO)	mg/L	16.6	○	11.6	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	17	—	5	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	< 0.5	○	< 0.5	○	検出されないこと
全窒素	mg/L	1.20	×	0.73	×	0.6 以下
全リン	mg/L	0.12	×	0.024	○	0.05 以下
フェノール類含有量	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
カドミウム	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
全シアン	mg/L	< 0.1	○	< 0.1	○	検出されないこと
有機リン	mg/L	< 0.1	—	< 0.1	—	—
鉛	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	○	< 0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	○	< 0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0005	○	< 0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	○	< 0.0002	○	0.002 以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	< 0.005	○	< 0.005	○	0.05 以下
チウラム	mg/L	< 0.0006	○	< 0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	< 0.0003	○	< 0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	○	< 0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	< 0.002	○	< 0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.25	○	0.52	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.70	—	0.91	—	—
ほう素	mg/L	2.3	—	3.4	—	—
銅	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
全亜鉛	mg/L	0.026	—	0.008	—	—
溶解性鉄	mg/L	< 0.05	—	< 0.05	—	—
溶解性マンガン	mg/L	< 0.01	—	< 0.01	—	—
クロム	mg/L	< 0.02	—	< 0.02	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.090	○	0.031		1 以下

注)「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

c 浸出水処理施設 (No.7、No.8)

浸出水処理施設の放流水であるNo.7 及びNo.8 の調査結果を表 4-10～表 4-11 に示す。

【No.7】(第 1 浸出水処理施設)

調査地点No.7 は第 1 浸出水処理施設からの放流水である。

同放流水については、最終処分場基準省令別表第一(排水基準項目)の基準と比較した。

夏季調査における全ての項目において基準値を下回る結果であった。

【No.8】(第 2 浸出水処理施設)

調査地点No.8 は第 2 浸出水処理施設からの放流水である。

同放流水については、最終処分場基準省令別表第一(排水基準項目)の基準と比較した。

夏季調査における全ての項目において基準値を下回る結果であった。

また、施設管理におけるモニタリング調査(p. 47～p. 51、令和元年度～令和 5 年度)では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準(近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準)を下回っている。

したがって、対象施設は適切に管理がなされていると判断できる。

a) No.7 (第1 浸出水処理施設)

表 4-10 水質調査結果No.7

調査地点：No.7 第1 浸出水処理施設

項目	単位	夏 季		基準値 (最終処分基準省令)
		調査結果	適合 状況	
気温	℃	32.2	—	—
水温	℃	28.5	—	—
透視度	度	30 以上	—	—
アルキル水銀化合物	mg/L	< 0.0005	○	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	mg/L	< 0.0005	○	0.005 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	< 0.003	○	0.03 以下
鉛及びその化合物	mg/L	< 0.01	○	0.1 以下
有機リン化合物	mg/L	< 0.1	○	1 以下
六価クロム化合物	mg/L	< 0.01	○	0.5 以下
砒素及びその化合物	mg/L	< 0.01	○	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	< 0.1	○	1 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	○	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.01	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.005	○	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	< 0.02	○	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.002	○	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.004	○	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.02	○	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.04	○	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.005	○	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.006	○	0.06 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	< 0.002	○	0.02 以下
チウラム	mg/L	< 0.006	○	0.06 以下
シマジン	mg/L	< 0.003	○	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.02	○	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.01	○	0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/L	< 0.01	○	0.1 以下
1,4-ジニトロベンゼン	mg/L	< 0.05	○	0.5 以下
ほう素及びその化合物	mg/L	0.8	○	50 以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.2	○	15 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	mg/L	3.1	○	200 以下
水素イオン濃度 (pH)		7.4	○	5.8-8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.7	○	60 以下
化学的酸素要求量 (COD-Mn)	mg/L	3.7	○	90 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	1.1	○	60 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	< 0.5	○	検出されないこと
フェノール類含有量	mg/L	< 0.05	○	5 以下
銅含有量	mg/L	< 0.1	○	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	< 0.1	○	2 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	< 0.1	○	10 以下
溶解性マンガ含有量	mg/L	< 0.1	○	10 以下
クロム含有量	mg/L	< 0.04	○	2 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	2	○	30000 以下
窒素含有量	mg/L	5.5	○	120 以下
リン含有量	mg/L	1.10	○	16 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	○	10 以下

注)「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

b) No.8 (第2浸出水処理施設)

表 4-11 水質調査結果No.8

調査地点：No.8 第2浸出水処理施設

項目	単位	夏 季		基準値 (最終処分基準省令)
		調査結果	適合 状況	
気温	℃	32.4	—	—
水温	℃	28.7	—	—
透視度	度	30以上	—	—
アルキル水銀化合物	mg/L	< 0.0005	○	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	mg/L	< 0.0005	○	0.005 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	< 0.003	○	0.03 以下
鉛及びその化合物	mg/L	< 0.01	○	0.1 以下
有機リン化合物	mg/L	< 0.1	○	1 以下
六価クロム化合物	mg/L	< 0.01	○	0.5 以下
砒素及びその化合物	mg/L	< 0.01	○	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	< 0.1	○	1 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	< 0.0005	○	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.01	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.005	○	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	< 0.02	○	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.002	○	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.004	○	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.02	○	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.04	○	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.005	○	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.006	○	0.06 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	< 0.002	○	0.02 以下
チウラム	mg/L	< 0.006	○	0.06 以下
シマジン	mg/L	< 0.003	○	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.02	○	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.01	○	0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/L	< 0.01	○	0.1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.05	○	0.5 以下
ほう素及びその化合物	mg/L	0.7	○	50 以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1	○	15 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	mg/L	0.8	○	200 以下
水素イオン濃度 (pH)		7.5	○	5.8-8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	< 0.5	○	60 以下
化学的酸素要求量 (COD-Mn)	mg/L	4.7	○	90 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	< 1.0	○	60 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	< 0.5	○	検出されないこと
フェノール類含有量	mg/L	< 0.05	○	5 以下
銅含有量	mg/L	< 0.1	○	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	< 0.1	○	2 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	< 0.1	○	10 以下
溶解性マンガ含有量	mg/L	< 0.1	○	10 以下
クロム含有量	mg/L	< 0.04	○	2 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	0	○	30000 以下
窒素含有量	mg/L	2.1	○	120 以下
リン含有量	mg/L	0.50	○	16 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0	○	10 以下

注)「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

(3) 予 測

ア 施設処理水の放流

7) 予測対象時期

予測対象時期は、対象施設における放流水質量が変更され、施設処理水の放流が定常的な状態となる時期とした。

4) 予測項目

予測項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、対象施設からの放流量を変更することによる、放流先排水路及び隣接する浜名湖水域の奥庄内湖への影響として、表 4-12 に示すとおりとした。

表 4-12 予測項目

区 分		予測項目
放流先排水路	河川	生物化学的酸素要求量 (BOD)、全リン (T-P)、全窒素 (T-N)、浮遊物質 (SS)、ダイオキシン類 (DXNs)
奥庄内湖	海域	化学的酸素要求量 (COD)、全リン (T-P)、全窒素 (T-N)、浮遊物質 (SS)

ウ) 予測方法

a 予測地点・範囲

予測地点は、現地調査地点と同様（図 4-2 参照）とし、放流先排水路は水質調査地点No. 2、奥庄内湖は放流先排水路出口から約 200m先付近を対象とし、予測範囲は対象施設からの放流水の影響が及ぶ範囲とした。

b 予測手法

予測手法は、放流先排水路については対象施設からの放流水と河川水が完全に混合した場合における完全混合式を用いた定量的な予測とし、奥庄内湖（海域）については汚濁負荷量を考慮した定性的な予測とした。

c 予測条件

a) 予測式

放流先排水路における予測式は以下に示す完全混合式を用いた。

$$C = \frac{(C_1 \times Q_1) + (C_2 \times Q_2)}{Q_1 + Q_2}$$

C : 予測地点における河川の水質濃度 (mg/L)

C_1 : 河川の現況水質濃度 (mg/L)

C_2 : 対象施設からの放流水の水質濃度 (mg/L)

Q_1 : 河川の現況流量 (m³/s)

Q_2 : 対象施設からの放流量 (m³/s)

流入負荷量の算出は以下に示す式を用いた。

$$D = C \times Q$$

D : 流入負荷量 (g/日)

C : 現況水質濃度及び放流水質濃度 (mg/L)

Q : 現況流量及び計画放流量 (m³/日)

b) 予測条件

① 放流先排水路の水質濃度変化

i 対象施設放流水の水質濃度

対象施設放流水の水質濃度を表 4-13 に示す。

対象施設においては、廃掃法省令基準よりも厳しい現行放流水質基準を定め管理を行っている。なお、同施設の実測値は、運転管理上、現行放流水質基準よりもさらに厳しく管理を行っているため低い濃度を維持している。

表 4-13 対象施設放流水の水質濃度

予測項目	施設放流水の水質濃度 (mg/L)				
	No.7 第 1 浸出水処理施設 実測値 (2024. 7. 22)	No.8 第 2 浸出水処理施設 実測値 (2024. 7. 22)	施設全体 (完全混合)	現行水質 基準	廃掃法 省令基準
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	0.7	0.5	0.6	5	60
化学的酸素要求量 (COD)	3.7	4.7	4.1	10	90
全リン (T-P)	1.1	0.5	0.9	16	16
全窒素 (T-N)	5.5	2.1	4.2	10	120
浮遊物質 (SS)	1.1	1.0	1.1	5	60
ダイオキシン類 (DXNs)	0.0	0.0	0.0	10	10
放流量 (m ³ /日)	230	150	380	380	—

ii 対象施設の放流量 (変更条件)

対象施設の放流量 (最大時) の変更条件を表 4-14 に示す。

表 4-14 放流量の変更条件

項 目		現行放流量	計画放流量	
		変更前	変更後 ケース①	変更後 ケース②
対象施設	放流量 (m ³ /日)	380	500	750
	増加量 (m ³ /日)	—	120	370
	増加量 (m ³ /s)	—	0.0014	0.0043

iii 放流先排水路の現況水質濃度

放流先排水路の現況水質濃度を表 4-15 に示す。

表 4-15 放流先排水路の現況水質濃度

予測項目	予測地点 (No.2) における放流先排水路の現況水質濃度 (mg/L)		
	夏 季	冬 季	平 均
生物化学的酸素要求量 (BOD)	2.0	4.3	3.2
化学的酸素要求量 (COD)	5.3	4.7	5.0
全リン (T-P)	0.2	0.1	0.1
全窒素 (T-N)	5.3	2.6	4.0
浮遊物質 (SS)	8.6	6.5	7.6
ダイオキシン類 (DXNs)	0.066	0.042	0.054

iv 放流先排水路の現況流量

放流先排水路の現況流量を表 4-16 に示す。

表 4-16 放流先排水路の現況流量

項 目		予測地点 (No.2) における放流先排水路の現況流量 (m³/s)		
		夏 季	冬 季	平 均
流 量	m³/s	0.02	0.04	0.03
	m³/日	1,728	3,456	2,592

② 奥庄内湖への影響（流入負荷量）

i 奥庄内湖に流入する河川等の現況水質条件

奥庄内湖に流入する河川等の現況水質条件を表 4-17 に示す。

奥庄内湖に流入する主な河川の現況水質条件は、現地調査結果及び「令和 5 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（静岡県）を基に設定した。

表 4-17 奥庄内湖に流入する河川等の現況水質条件

項 目		平均流入量または放流量		平均濃度 (mg/L)			
		流量 (m³/s)	流量 (m³/日)	化学的酸素要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物質 (SS)
奥庄内湖への主な流入河川	中渡谷川 (No.2)	0.0300	2,592	5.0	0.1	4.0	7.6
	二級河川 伊佐地川 (中之谷橋)	0.4000	34,560	2.4	0.1	2.9	6.0
	二級河川 花川 (花川橋)	0.6000	51,840	2.8	0.1	5.3	2.5
浸出水処理施設	第 1 (No.7)	0.0027	230	3.7	1.1	5.5	1.1
	第 2 (No.8)	0.0017	150	4.7	0.5	2.1	1.0

出典) 令和 5 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果 (静岡県)

ii 施設放流量の変更及び現行放流水質基準の緩和（変更条件）

施設放流量の変更条件を表 4-18 に、放流水質濃度の変更条件を表 4-19 に、予測条件を表 4-20 に示す。

なお、本調査では、本調査結果を踏まえて現行放流水質基準の緩和も同時に検討している。

本予測においては、現行放流水質基準 43 項目のうち、COD、T-N、SS の 3 項目における基準値を緩和した場合を含めて検討するものとした。

表 4-18 施設放流量の変更条件

項 目		放流量 (m³/日)		
		変更前	変更後	増加量
ケース①、③ 放流量 380→500 m³/日	第 1 (No.7)	230	300	70
	第 2 (No.8)	150	200	50
	合計	380	500	120
ケース②、④ 放流量 380→750 m³/日	第 1 (No.7)	230	550	320
	第 2 (No.8)	150	200	50
	合計	380	750	370

表 4-19 放流水質濃度の変更条件

項 目		放流水質濃度 (mg/L)		
		廃掃法省令基準	現行放流水質基準	緩和放流水質基準
ケース③、④	COD (化学的酸素要求量)	90	10	20
	T-N (全窒素)	120	10	40
	SS (浮遊物質)	60	5	20

表 4-20 施設放流量及び放流水質濃度の予測条件

項 目			現行放流量 (m³/日)	増加放流量 (m³/日)	放流水質濃度 (mg/L)			
					化学的酸素要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物質 (SS)
浸出水処理施設	ケース① ・放流量 500 m³/日 ・現況水質濃度 (平均)	第 1 (No.7)	230	70	3.7	1.1	5.5	1.1
		第 2 (No.8)	150	50	4.7	0.5	2.1	1
	ケース② ・放流量 750 m³/日 ・現況水質濃度 (平均)	第 1 (No.7)	230	320	3.7	1.1	5.5	1.1
		第 2 (No.8)	150	50	4.7	0.5	2.1	1
	ケース③ ・放流量 500 m³/日 ・現行放流水質基準の緩和	第 1 (No.7)	230	70	20.0	1.1	40.0	20.0
		第 2 (No.8)	150	50	20.0	0.5	40.0	20.0
	ケース④ ・放流量 750 m³/日 ・現行放流水質基準の緩和	第 1 (No.7)	230	320	20.0	1.1	40.0	20.0
		第 2 (No.8)	150	50	20.0	0.5	40.0	20.0

注) 表中の太字は、変更条件を示す。

1) 予測結果

a 放流先排水路の水質濃度変化

a) 生物化学的酸素要求量 (BOD)

放流先排水路（現地調査地点No.2）での BOD 予測水質濃度結果を表 4-21 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度増加量は、現況水質濃度よりも 500 m³/日 で流した場合では 0.08 mg/L、750 m³/日 流した場合では 0.23 mg/L 増加すると予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度増加量は、500 m³/日 流した場合では 0.11 mg/L、750 m³/日 流した場合では 0.32 mg/L 減少し、いずれも現況濃度以下となることが予測される。

表 4-21 (1) BOD 予測水質濃度（ケース①：放流量 500 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース① 放流量 500 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	3.15	120	60.0	5.67	2.52	3 以下
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	3.15	120	5.0	3.23	0.08	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	3.15	120	0.6	3.04	▲0.11	

注) 参考基準：排水路の BOD は環境基準が設定されていないため、最寄りの伊左地川の環境基準（河川 B 類型）を参考とした。

表 4-21 (2) BOD 予測水質濃度（ケース②：放流量 750 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース② 放流量 750 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	3.15	370	60.0	10.25	7.10	3 以下
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	3.15	370	5.0	3.38	0.23	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	3.15	370	0.6	2.83	▲0.32	

注) 参考基準：排水路の BOD は環境基準が設定されていないため、最寄りの伊左地川の環境基準（河川 B 類型）を参考とした。

b) 全リン (T-P)

放流先排水路での T-P 予測水質濃度結果を表 4-22 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度増加量は、現況水質濃度よりも 500 m³/日流した場合では 0.70 mg/L、750 m³/日流した場合では 1.98 mg/L 増加すると予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質増加量は、500 m³/日流した場合では 0.03 mg/L、750 m³/日流した場合では 0.09 mg/L 増加するが、現行放流水質基準値（16.0mg/L）と比較して、現況水質濃度より微増となることが予測される。

表 4-22 (1) T-P 予測水質濃度（ケース①：放流量 500 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース① 放流量 500 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	0.15	120	16.0	0.85	0.70	—
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	0.15	120	16.0	0.85	0.70	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	0.15	120	0.9	0.18	0.03	

注) 参考基準：排水路の T-P は環境基準が設定されていない。

表 4-22 (2) T-P 予測水質濃度（ケース②：放流量 750 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース② 放流量 750 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	0.15	370	16.0	—	1.98	—
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	0.15	370	16.0	2.13	1.98	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	0.15	370	0.9	0.24	0.09	

注) 参考基準：排水路の T-P は環境基準が設定されていない。

c) 全窒素 (T-N)

放流先排水路での T-N 予測水質濃度結果を表 4-23 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度増加量は、現況水質濃度よりも 500 m³/日流した場合では 0.27 mg/L、750 m³/日流した場合では 0.76 mg/L 増加すると予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質増加量は、500 m³/日流した場合では 0.01 mg/L、750 m³/日流した場合では 0.03 mg/L 増加するが、いずれも現行放流水質基準値（10.0mg/L）と比較して、現況水質濃度より微増となることが予測される。

表 4-23 (1) T-N 予測水質濃度（ケース①：放流量 500 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース① 放流量 500 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	3.95	120	120.0	9.08	5.13	—
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	3.95	120	10.0	4.22	0.27	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	3.95	120	4.2	3.96	0.01	

注) 参考基準：排水路の T-N は環境基準が設定されていない。

表 4-23 (2) T-N 予測水質濃度（ケース②：放流量 750 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース② 放流量 750 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	3.95	370	120.0	18.45	14.50	—
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	3.95	370	10.0	4.71	0.76	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	3.95	370	4.2	3.98	0.03	

注) 参考基準：排水路は T-N について環境基準が設定されていない。

d) 浮遊物質量 (SS)

放流先排水路での SS 予測水質濃度結果を表 4-24 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度増加量は、現況水質濃度よりも 500 m³/日流した場合では 0.11 mg/L、750 m³/日流した場合では 0.32 mg/L 減少すると予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度増加量は、500 m³/日流した場合では 0.29 mg/L、750 m³/日流した場合では 0.81 mg/L 減少し、いずれも現況水質濃度以下となることが予測される。

表 4-24(1) SS 予測水質濃度（ケース①：放流量 500 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース① 放流量 500 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	7.55	120	60.0	9.87	2.32	25 以下
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	7.55	120	5.0	7.44	▲0.11	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	7.55	120	1.1	7.26	▲0.29	

注) 参考基準：排水路の SS は環境基準が設定されていないため、最寄りの伊左地川の環境基準（河川 B 類型）を参考とした。

表 4-24(2) SS 予測水質濃度（ケース②：放流量 750 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース② 放流量 750 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	7.55	370	60.0	14.10	6.55	25 以下
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	7.55	370	5.0	7.23	▲0.32	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	7.55	370	1.1	6.74	▲0.81	

注) 参考基準：排水路の SS は環境基準が設定されていないため、最寄りの伊左地川の環境基準（河川 B 類型）を参考とした。

e) ダイオキシン類 (DXNs)

放流先排水路での DXNs 予測水質濃度結果を表 4-25 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度増加量は、現況水質濃度よりも 500 m³/日流した場合では 0.440 mg/L、750 m³/日流した場合では 1.242 mg/L 増加すると予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度増加量は、500 m³/日流した場合では 0.002 mg/L、750 m³/日流した場合では 0.007 mg/L 減少し、いずれも現況水質濃度以下となることが予測される。

表 4-25 (1) DXNs 予測水質濃度（ケース①：放流量 500 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース① 放流量 500 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	0.054	120	10.0	0.494	0.440	1 以下
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	0.054	120	10.0	0.494	0.440	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	0.054	120	0.0	0.052	▲0.002	

注) 参考基準：排水路ダイオキシン類は環境基準を参考とした。

表 4-25 (2) DXNs 予測水質濃度（ケース②：放流量 750 m³/日）

項 目			現況流量 Q1 m ³ /日	現況濃度 C1 mg/L	増加流量 Q2 m ³ /日	放流濃度 C2 mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 基準 mg/L
ケース② 放流量 750 m ³ /日	廃掃法省 令基準 予測濃度	平均	2,592	0.054	370	10.0	1.296	1.242	1 以下
	現行放流 水質基準 予測濃度	平均	2,592	0.054	370	10.0	1.296	1.242	
	実績値 予測濃度	平均	2,592	0.054	370	0.0	0.047	▲0.007	

注) 参考基準：排水路ダイオキシン類は環境基準を参考とした。

b 奥庄内湖への影響（流入負荷量）

奥庄内湖での予測流入負荷量を以下に示す。

奥庄内湖へ流入する主な河川は伊佐地川（2 級河川：平均流量 34,560 m³/日）と花川（2 級河川：平均流量 51,840 m³/日）であり、放流先排水路（中渡谷川：平均流量 2,592 m³/日）を含めると、奥庄内湖へ流入する水量は 88,992 m³/日である。

各河川における水質濃度と流量から流入負荷量を算出し、奥庄内湖へ流入する主な河川（伊佐地川と花川）及び放流先排水路（中渡谷川）に対する対象施設放流水の増加流入負荷量の割合を求め、奥庄内湖への影響を予測した。

a) 放流先排水路の割合

予測の結果、奥庄内湖に流入する放流先排水路（中渡谷川）の流入負荷量（水質 4 項目）の割合は表 4-26 に示すとおり全体の 3.5～6.7%、流入量は全体の 2.9%である。

表 4-26 予測流入負荷量（現況：奥庄内湖への流入河川）

区 分		現況流量 (m ³ /日)	流入負荷量 (kg/日)			
			化学的酸素要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物質量 (SS)
奥庄内湖への流入河川	放流先排水路(中渡谷川：No.2)	2,592	13.0	0.4	10.2	19.6
	伊佐地川(中之谷橋)	34,560	82.9	3.5	100.2	207.4
	花川(花川橋)	51,840	96.8	3.5	183.2	86.4
合 計		88,992	192.7	7.3	293.6	313.3
放流先排水路(中渡谷川：No.2)の割合		2.9%	6.7%	5.3%	3.5%	6.2%

b) 対象施設放流水の割合（ケース①及びケース②）

予測ケース①及びケース②は、対象施設の現況水質濃度を用いて、放流量を増加させた場合を想定した。

予測の結果、ケース①の場合、増加流入負荷量（水質 4 項目）は表 4-27(1)に示すとおり、全体の 0.0～1.4%、増加放流量については全体の 0.1%と予測された。また、ケース②の場合の増加流入負荷量(水質 4 項目)は表 4-27(2)に示すとおり、全体の 0.1～4.9%、増加放流量については全体の 0.4%と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流量となることが予測された。

なお、ケース①及びケース②は、最大時の増加放流量を想定したものであるため、平常時は運転管理上、これまでと同様に変更後の増加放流量よりもさらに少ない放流量で管理することから、予測値よりも低くなるものと考えられる。

したがって、ケース①及びケース②の条件では、増加流入負荷量及び増加放流量ともに奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測される。

表 4-27(1) 予測流入負荷量（ケース①：奥庄内湖への施設放流水）

区 分		増加放流量	増加流入負荷量 (kg/日)			
		流量 (m ³ /日)	化学的酸素 要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物 質量 (SS)
ケース① ・放流量 500 m ³ /日	第 1 (No.7)	70	0.3	0.1	0.4	0.1
	第 2 (No.8)	50	0.2	0.0	0.1	0.1
	増加量合計	120	0.5	0.1	0.5	0.1
奥庄内湖への流入河川合計+増加量		89,112	193.2	7.4	294.1	313.5
対象施設放流水の割合		0.1%	0.3%	1.4%	0.2%	0.0%

表 4-27(2) 予測流入負荷量（ケース②：奥庄内湖への施設放流水）

区 分		増加放流量	増加流入負荷量 (kg/日)			
		流量 (m ³ /日)	化学的酸素 要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物 質量 (SS)
ケース② ・放流量 750 m ³ /日	第 1 (No.7)	320	1.2	0.4	1.8	0.4
	第 2 (No.8)	50	0.2	0.0	0.1	0.1
	増加量合計	370	1.4	0.4	1.9	0.4
奥庄内湖への流入河川合計+増加量		89,362	194.1	7.7	295.5	313.7
対象施設放流水の割合		0.4%	0.7%	4.9%	0.6%	0.1%

c) 対象施設放流水の割合（ケース③及びケース④）

予測ケース③及びケース④は、対象施設の現行放流水質基準を緩和した設定値（水質 4 項目 COD：10→20mg/L、T-N：10→40mg/L、T-P：変更なし、SS：5→20mg/L）を用いて、放流水量を増加させた場合を想定した。

予測の結果、ケース③の場合、増加流入負荷量（水質 4 項目）は表 4-28(1)に示すとおり、全体の 0.8～1.6%、増加放流水量については全体の 0.1%と予測された。また、ケース④の場合の増加流入負荷量(水質 4 項目)は表 4-28(2)に示すとおり、全体の 2.3～4.9%、増加放流水量については全体の 0.4%と予測された。

なお、ケース③及びケース④は、最大時の増加流入負荷量及び放流水量を想定したものであるが、最も高かったケース④でも、増加流入負荷量は奥庄内湖への流入河川全体の 2.3～4.9%程度、増加放流水量は全体の 0.4%程度と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流水量である。

また、平常時は運転管理上、これまでと同様に変更後の緩和した水質基準よりもさらに厳しく管理することから、予測値よりも低くなるものと考えられる。

したがって、ケース③及びケース④の条件では、増加流入負荷量及び増加放流水量ともに奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測される。

表 4-28(1) 予測流入負荷量（ケース③：奥庄内湖への施設放流水）

区 分		増加放流水量	増加流入負荷量 (kg/日)			
		流量 (m ³ /日)	化学的酸素 要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物 質量 (SS)
ケース③ ・放流水量 500 m ³ /日 ・現行放流水質基準の 緩和	第 1 (No.7)	70	1.4	0.1	2.8	1.4
	第 2 (No.8)	50	1.0	0.0	2.0	1.0
	増加量合計	120	2.4	0.1	4.8	2.4
奥庄内湖への流入河川合計+増加量		89,112	195.1	7.4	298.4	315.7
対象施設放流水の割合		0.1%	1.2%	1.4%	1.6%	0.8%

表 4-28(2) 予測流入負荷量（ケース④：奥庄内湖への施設放流水）

区 分		増加放流水量	増加流入負荷量 (kg/日)			
		流量 (m ³ /日)	化学的酸素 要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物 質量 (SS)
ケース④ ・放流水量 750 m ³ /日 ・現行放流水質基準の 緩和	第 1 (No.7)	320	6.4	0.4	12.8	6.4
	第 2 (No.8)	50	1.0	0.0	2.0	1.0
	増加量合計	370	7.4	0.4	14.8	7.4
奥庄内湖への流入河川合計+増加量		89,362	200.1	7.7	308.4	320.7
対象施設放流水の割合		0.4%	3.7%	4.9%	4.8%	2.3%

(4) 影響の分析

ア 影響の分析方法

影響の分析は、本調査において、生活環境への影響を回避又は低減するための適切な対策が採用されているかどうか、並びに予測結果が生活環境の保全上の目標を満足しているかどうかを検討することにより行った。

本調査における環境保全対策及び生活環境の保全上の目標を以下に示す。

7) 環境保全対策

事業実施後（施設放流水量の増加）における環境保全対策は、前出の公害防止対策（水質）の内容と同様とした。

なお、現行の放流水質基準の見直しについては、本調査結果を踏まえて地元関係者と協議を行い設定するものとする。

- ・施設放流水の適正な管理を実施するため、表 4-29 に示すモニタリングシステム（既存）にて、浸出水及び浸出処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行う。
- ・施設放流量変更後において、近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準を遵守する。
- ・施設放流水に異常が確認された場合は速やかに原因究明に努め、水質対策を検討する。

表 4-29 モニタリングシステム（既存）の概要

区 分	調査箇所	調査頻度	調査項目
日浸出水量	浸出水調整設備 浸出水取水設備	毎日	日浸出水水量、埋立地内水位、 浸出水取水設備容量等
浸出水処理施設	浸出水処理施設	毎日	流入水量、処理水量、水温、pH 等
水質	浸出水処理施設流入 部(原水)	1 ヶ月ごと	pH、BOD、COD、SS、全窒素
		1 ヶ年ごと	排水基準の全項目、ダイオキシン類
	浸出水処理施設流出 部(処理後の放流水)	1 ヶ月ごと	pH、BOD、COD、SS、全窒素
		1 ヶ年ごと	排水基準の全項目、ダイオキシン類
	地下水	常時	pH、電気伝導度
		1 ヶ月ごと	塩化物イオン、電気伝導度
		1 ヶ年ごと	共同命令に係る地下水当検査項目、 ダイオキシン類
	周辺水	1 ヶ年ごと	環境基準の全項目

イ) 生活環境の保全上の目標

本調査における生活環境の保全上の目標（生活環境保全目標）を以下のとおり設定した。

- ・施設放流水の水質濃度は最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）及び放流水質基準値以下とする。

【設定根拠】

最終処分場基準省令及び放流水質基準値（近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づく自主規制値）を設定した。

- ・放流先排水路の水質濃度変化及び奥庄内湖への影響（流入負荷量）について現況の水質濃度に影響を及ぼさないこと。

【設定根拠】

現況の周辺水質濃度（河川及び海域）は、現況非悪化の考え方を基に設定した。

イ 影響の分析結果

影響の分析結果を以下に示す。

【施設放流水の水質濃度】

既存資料調査の結果、第1及び第2浸出水処理施設放流水の過去5年間の水質モニタリング結果は、すべての項目について放流水質基準（本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値）を下回る結果であった。

また、現地調査の結果、第1及び第2浸出水処理施設放流水（No.7及びNo.8）は、いずれも最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）を下回る結果であった。

したがって、既存施設においては、前出の生活環境保全目標「最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）及び放流水質基準値以下であること。」を満足し、適切な維持管理がなされていると判断できる。

【放流先排水路の水質濃度変化】

本調査においては、近年の異常気象の影響による雨量の増大に対して、安定した浸出水処理を行うため、同浸出水処理施設からの現行放流量 380 m³/日を法基準に準拠した放流水質で、計画放流量（最大時）500 m³/日または750 m³/日に見直すことを目的としている。

今回、計画放流量（最大時）に増加した場合の水質濃度の変化を予測した結果、計画放流量のケース①（500 m³/日）またはケース②（750 m³/日）における予測水質濃度結果より、いずれの条件においても現況濃度と同等またはそれ以下になるとことが予測され、また、放流量が増加するほど濃度が低くなる傾向が予測された。

なお、計画放流量は最大時を想定した場合であり、平常時の放流量はそれらよりも少ない。

したがって、本調査による影響は軽微であり、前出の生活環境保全目標「現況の水質濃度に影響を及ぼさないこと。」を満足するものと判断できる。

【奥庄内湖への影響（流入負荷量）】

今回、計画放流量（最大時）に増加した場合と現行放流水質基準を緩和した場合の条件で予測した結果、対象とした予測水質項目（COD、T-P、T-N、SS）において、奥庄内湖へ流入する主な河川（伊佐地川と花川）及び放流先排水路（中渡谷川）に対する対象施設放流水の増加流入負荷量の割合は、予測値が最も大きくなるケース④においても全体の2.3～4.9%程度、増加放流量も同様に全体の0.4%程度と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流量である。また、平常時は運転管理上、これまでと同様に緩和水質基準よりもさらに厳しく管理を行う計画であり、予測値よりも低くなることが想定されることから、奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測される。

したがって、本調査による影響は軽微であり、前出の生活環境保全目標「現況の水質濃度に影響を及ぼさないこと。」を満足するものと判断できる。

以上の予測結果並びに前出の環境保全対策（p.12 及び p.79）を適切に講じることにより、放流先排水路及び奥庄内湖への影響は回避・低減され、事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと分析された。

第5章 総合的な評価

5-1 現況把握、予測、影響の分析結果の整理

(1) 現況把握の結果の整理

現況調査の結果一覧を表 5-1 に示す。

表 5-1(1) 現況調査の結果一覧

項 目		調査地点	調査結果	判定 ^{注)}
水 質	既存資料調査	第 1 及び第 2 浸出水処理施設	既存施設の水質モニタリング結果については、過去 5 年間はもとより従来から放流水質基準（本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値）をすべての項目において下回っていることから、浸出水処理施設からの放流水は適切に維持管理がなされていると判断できる。	○
	現地調査	No.1	調査地点No.1 は、排水路（中渡谷川）において、対象施設（浸出水処理施設）からの放流水合流前に位置する。 排水路の水質については環境基準が設定されていないため、参考として伊佐地川の河川類型 B と比較した。 夏季調査においては、大腸菌群数、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値（参考）を超過する結果であった。また、冬季調査においては、大腸菌群数のみ基準値（参考）を超過する結果であった。 基準値超過の原因としては、調査地点の上流域及び周辺は畑が多く、下水道未整備区域からの生活排水や農耕地からの肥料流入等の影響が考えられる。 したがって、同施設からの影響ではないものと判断できる。	○
		No.2	調査地点No.2 は、排水路（中渡谷川）において、対象施設（浸出水処理施設）からの放流水合流後に位置する。また、排水路流末が浜名湖に接続しているため、No.2 は潮の干満の影響（逆流）を受ける地点であるが、本調査は順流時に採水を行った。 排水路の水質については環境基準が設定されていないため、参考として伊佐地川の河川類型 B と比較した。 夏季調査においては、大腸菌群数が基準値（参考）を超過する結果であった。また、冬季調査においては、BOD とほう素が基準値（参考）を超過する結果であった。 基準値超過の原因としては、夏季は排水路（中渡谷川）上流側に位置するNo.1 の基準値を超過した水が下流側に流れていることが挙げられる。また、冬季におけるほう素の超過は隣接する海域からの影響（環境省によれば、ふっ素及びほう素は自然状態において海域に相当程度含まれているとしている。）が考えられるが、BOD の超過については原因が定かではない。 なお、同調査地点は対象施設からの処理水が流入しているが、放流している処理水の水質結果は全ての項目において、本調査（No.7 及びNo.8）では最終処分基準省令の基準値を、施設管理におけるモニタリング調査（令和元年～令和 5 年度）では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準を下回っている。 したがって、同施設からの影響ではないものと判断できる。	○

注) 判定 ○：生活環境への影響が無いまたは軽微、×：生活環境への影響が大きい

表 5-1 (2) 現況調査の結果一覧

項 目		調査地点	調査結果	判定 ^{注)}
水質	現地調査	No.3 ～ No.6	調査地点No.3 は南側排水路から約 100m 先、調査地点No.4～No.6 は約 200m 先の海域に位置する。 調査地点はいずれも庄内湖に位置するため、環境基準においては参考として、浜名湖水域の奥庄内湖の海域 B、海域Ⅲ、生物特 A と比較した。 夏季調査においては、調査地点No.3～No.6 とともに pH、COD、全窒素、全リンが基準値（参考）を超過する結果であった。また、冬季調査においては、調査地点No.3、No.5、No.6 の全窒素のみ基準値（参考）を超過する結果であった。 なお、「令和 5 年度静岡県公共用水水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）」によれば、庄内湖中央付近の調査地点である浜名湖白洲においても同様の結果を示していた。 対象施設からの処理水は常に現行放流水質基準を下回っていることや放流水量が 380 m³/日と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かの流入量である。 したがって、基準値超過の要因は対象施設からの影響ではなく、浜名湖特有（閉鎖性水域）の富栄養化などが挙げられる。	○
		No.7	調査地点No.7 は第 1 浸出水処理施設からの放流水である。 同放流水については、最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）の基準と比較した。 夏季調査及び冬季調査ともに、全ての項目において基準値を下回る結果であった。 また、施設管理におけるモニタリング調査（令和元年～令和 5 年度）では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準を下回っている。 したがって、対象施設は適切に管理がなされていると判断できる。	○
		No.8	調査地点No.8 は第 2 浸出水処理施設からの放流水である。 同放流水については、最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）の基準と比較した。 夏季調査及び冬季調査ともに、全ての項目において基準値を下回る結果であった。 また、施設管理におけるモニタリング調査（令和元年～令和 5 年度）では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準を下回っている。 したがって、対象施設は適切に管理がなされていると判断できる。	○

注) 判定 ○：生活環境への影響が無いまたは軽微、×：生活環境への影響が大きい

(2) 予測結果の整理

予測結果一覧を表 5-2 に示す。

表 5-2(1) 予測結果一覧

項 目		予測結果（予測地点：No.2）	判定 ^{注)}
水質	放流先排水路の水質濃度変化	生物化学的酸素要求量（BOD）	○
		全リン（T-P）	○
		全窒素（T-N）	○
		浮遊物質（SS）	○
		ダイオキシン類（DXNs）	○

注) 判定 ○：生活環境への影響が無いまたは軽微、×：生活環境への影響が大きい

表 5-2(2) 予測結果一覧

項 目		予測結果（予測地点：No.2）	判定 ^{注)}
水質	奥庄内湖への影響（流入負荷量）	放流先河川の割合 奥庄内湖へ流入する主な河川は伊左地川（2 級河川：平均流量 34,560 m³/日）と花川（2 級河川：平均流量 51,840 m³/日）であり、放流先排水路（中渡谷川：平均流量 2,592 m³/日）を含めると、奥庄内湖へ流入する水量は 88,992 m³/日である。 各河川における水質濃度と流量から流入負荷量を算出し、奥庄内湖へ流入する主な河川（伊佐地川と花川）及び放流先排水路（中渡谷川）に対する対象施設放流水の増加流入負荷量の割合を求め、奥庄内湖への影響を予測した結果、奥庄内湖に流入する放流先排水路（中渡谷川）の流入負荷量（水質 4 項目）の割合は全体の 3.5～6.7%、流入量は全体の 2.9%である。	○
		対象施設放流水の割合 ケース①及びケース② 予測ケース①及びケース②は、対象施設の現況水質濃度を用いて、放流水量を増加させた場合を想定した。 予測ケース①の場合、増加流入負荷量（水質 4 項目）は全体の 0.0～1.4%、増加放流量については全体の 0.1%と予測された。また、ケース②の場合の増加流入負荷量（水質 4 項目）は全体の 0.1～4.9%、増加放流量については全体の 0.4%と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流量となることが予測された。 なお、ケース①及びケース②は、最大時の増加放流量を想定したものであるため、平常時は運転管理上、これまでと同様に変更後の増加放流量よりもさらに少ない放流量で管理することから、予測値よりも低くなるものと考えられる。 したがって、ケース①及びケース②の条件では、増加流入負荷量及び増加放流量ともに奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測される。	○
		対象施設放流水の割合 ケース③及びケース④ 予測ケース③及びケース④は、対象施設の現行放流水質基準を緩和した設定値（水質 4 項目 COD：10→20mg/L、T-N：10→40mg/L、SS：5→20mg/L）を用いて、放流水量を増加させた場合を想定した。 ケース③の場合、増加流入負荷量（水質 4 項目）は全体の 0.8～1.6%、増加放流量については全体の 0.1%と予測された。また、ケース④の場合の増加流入負荷量（水質 4 項目）は全体の 2.3～4.9%、増加放流量については全体の 0.4%と予測された。 なお、ケース③及びケース④は、最大時の増加流入負荷量及び放流量を想定したものであるが、最も高かったケース④でも、増加流入負荷量は奥庄内湖への流入河川全体の 2.3～4.9%程度、増加放流量は全体の 0.4%程度と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流量である。 また、平常時は運転管理上、これまでと同様に変更後の緩和した水質基準よりもさらに厳しく管理することから、予測値よりも低くなるものと考えられる。 したがって、ケース③及びケース④の条件では、増加流入負荷量及び増加放流量ともに奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測される。	○

注) 判定 ○：生活環境への影響が無いまたは軽微、×：生活環境への影響が大きい

(3) 影響の分析結果の整理

影響の分析結果一覧を表 5-3 に示す。

表 5-3 影響の分析結果一覧

項目		予測結果（予測地点：No.2）	判定 ^{注)}
水質	施設放流水の水質濃度	既存資料調査の結果、第 1 及び第 2 浸出水処理施設放流水の過去 5 年間の水質モニタリング結果は、すべての項目について放流水質基準値（本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値）を下回る結果であった。 また、現地調査の結果、第 1 及び第 2 浸出水処理施設放流水（No.7 及びNo.8）は、いずれも最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）を下回る結果であった。 したがって、既存施設においては、前出の生活環境保全目標「最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）及び放流水質基準値以下であること。」を満足し、適切な維持管理がなされていると判断できる。	○
	放流先排水路の水質濃度変化	今回、計画放流量（最大時）に増加した場合の水質濃度の変化を予測した結果、計画放流量のケース①（500 m³/日）またはケース②（750 m³/日）における予測水質濃度結果より、いずれの条件においても現況濃度と同等またはそれ以下になるとことが予測され、また、放流量が増加するほど濃度が低くなることが予測された。 なお、計画放流量は最大時を想定した場合であり、平常時の放流量はそれらよりも少ない。 したがって、本調査による影響は軽微であり、前出の生活環境保全目標「現況の水質濃度に影響を及ぼさないこと。」を満足するものと判断できる。	○
	奥庄内湖への影響（流入負荷量）	今回、計画放流量（最大時）に増加した場合と現行放流水質基準の緩和した場合の条件で予測した結果、対象とした予測水質項目（COD、T-P、T-N、SS）において、奥庄内湖へ流入する主な河川（伊佐地川と花川）及び放流先排水路（中渡谷川）に対する対象施設放流水の増加流入負荷量の割合は、予測値が最も大きくなるケース④においても全体の 2.3～4.9%程度、増加放流量も同様に全体の 0.4%程度と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流量である。また、平常時は運転管理上、これまでと同様に緩和水質基準よりもさらに厳しく管理を行う計画であり、予測値よりも低くなることが想定されることから、奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測される。 したがって、本調査による影響は軽微であり、前出の生活環境保全目標「現況の水質濃度に影響を及ぼさないこと。」を満足するものと判断できる。	○

注) 判定 ○：生活環境への影響が無いまたは軽微、×：生活環境への影響が大きい

5-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

本調査においては、計画放流量の見直しを行うにあたり、放流量の増加量によってはポンプ類の増設を検討している。

5-3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

本調査においては、現行放流量 380 m³/日を法基準に準拠した放流水質で、計画放流量（最大時）500 m³/日または 750 m³/日に見直すことを目的としている。

事業実施後（施設放流量の増加）における環境保全対策は、前出の公害防止対策（水質）の内容と同様とする。

なお、現行の放流水質基準の見直しについては、本調査結果を踏まえて地元関係者と協議を行い設定するものとする。

- ・施設放流水の適正な管理を実施するため、既存のモニタリングシステムにて、浸出水及び浸出処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行う。
- ・施設放流量変更後において、近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準を遵守する。
- ・施設放流水に異常が確認された場合は速やかに原因究明に努め、水質対策を検討する。

5-4 総 括

生活環境影響調査項目として設定した水質における影響の分析結果は、表 5-1～表 5-3 に示すとおり、全ての項目について生活環境保全目標を満足していた。

また、前出の維持管理に関する計画に反映した事項を適切に実施することで、計画放流量の見直しに伴う生活環境への影響は十分に回避・低減される。

以上のことから、本調査の実施は事業計画地周辺の生活環境に影響を及ぼすものではないと評価した。

資料編

資料 1 現場写真

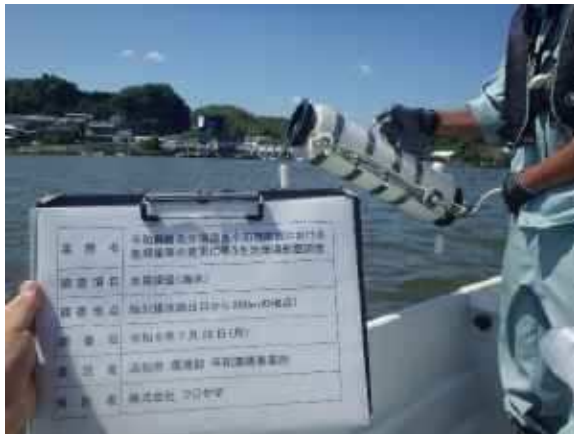
【夏季調査】

(1/10)

	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和 6 年 7 月 22 日（月） 調査状況：調査地点状況
	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和 6 年 7 月 22 日（月） 調査状況：採水
	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和 6 年 7 月 22 日（月） 調査状況：検体
	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：流量 調査日時：令和 6 年 7 月 22 日（月） 調査状況：流量観測

	調査場所：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和 6 年 7 月 22 日（月） 調査状況：調査地点状況
	調査場所：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和 6 年 7 月 22 日（月） 調査状況：採水
	調査場所：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和 6 年 7 月 22 日（月） 調査状況：検体
	調査場所：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和 6 年 7 月 22 日（月） 調査状況：流量観測





	調査場所：No.7 第1浸出水処理施設 調査項目：一般項目、排水基準項目等 調査日時：令和6年7月22日（月） 調査状況：採水
	調査場所：No.7 第1浸出水処理施設 調査項目：一般項目、排水基準項目等 調査日時：令和6年7月22日（月） 調査状況：検体
	調査場所：No.8 第2浸出水処理施設 調査項目：一般項目、排水基準項目等 調査日時：令和6年7月22日（月） 調査状況：採水
	調査場所：No.8 第2浸出水処理施設 調査項目：一般項目、排水基準項目等 調査日時：令和6年7月22日（月） 調査状況：検体

	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、排水基準項目等 調査日時：令和6年7月22日（月） 調査状況：現場立会
	撮影場所：第1・第2浸出処理施設 放流先 撮影日時：令和6年7月22日（月） 撮影状況：放流状況
	撮影場所：第1・第2浸出処理施設 放流先 撮影日時：令和6年7月22日（月） 撮影状況：放流状況

	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和7年1月17日（金） 調査状況：調査地点状況
	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和7年1月17日（金） 調査状況：採水
	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等 調査日時：令和7年1月17日（金） 調査状況：検体
	調査場所：No.1 放流水流入前（排水路：中渡谷川） 調査項目：流量 調査日時：令和7年1月17日（金） 調査状況：流量観測



調査場所：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川）

調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等

調査日時：令和7年1月17日（金）

調査状況：調査地点状況



調査場所：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川）

調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等

調査日時：令和7年1月17日（金）

調査状況：採水



調査場所：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川）

調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等

調査日時：令和7年1月17日（金）

調査状況：検体



調査場所：No.2 放流水流入後（排水路：中渡谷川）

調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等

調査日時：令和7年1月17日（金）

調査状況：流量観測



調査場所: No.3 海域 (浜名湖)

調査項目: 一般項目、生活環境項目、健康項目等

調査日時: 令和7年1月17日(金)

調査状況: 採水



調査場所: No.3 海域 (浜名湖)

調査項目: 一般項目、生活環境項目、健康項目等

調査日時: 令和7年1月17日(金)

調査状況: 検体



調査場所: No.4 海域 (浜名湖)

調査項目: 一般項目、生活環境項目、健康項目等

調査日時: 令和7年1月17日(金)

調査状況: 採水



調査場所: No.4 海域 (浜名湖)

調査項目: 一般項目、生活環境項目、健康項目等

調査日時: 令和7年1月17日(金)

調査状況: 検体



